

## 平成23年知立市議会 6月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成23年6月17日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉山 千春	杉原 透恭	水野 浩	高木 千恵子
川合 正彦	石川 信生	中島 牧子	三浦 康司

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	清水 辰夫
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	加藤 初
健康増進課長	岩瀬 晴彦	市民部長	竹本 有基
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	鈴木 健一
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第42号	平成23年度知立市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
陳情第9号	最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書の提出を求める陳情書	不 採 択
陳情第10号	労働者派遣法の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現およびパート	〃
陳情第11号	労働法の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第12号	新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第13号	農業を破壊し、日本の食料主権を放棄、地域経済を破壊するTPP参加に反対する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第14号	原子力発電の推進をやめ、エネルギー政策の転換を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第15号	学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第19号	碧海5市・岡崎市の地域内に身体障がい者入所施設整備に関する陳情書	採 択

午前10時00分開会

○水野委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は9件、すなわち議案第42号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第19号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第42号 平成23年度知立市一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

よろしくお願ひします。

15ページのまづ歳入のところなんですけれども、女性特有のがん検診推進事業補助金が減らされて、そして、がん検診推進事業補助金ということで、これは大腸がんのことですということでお話を聞いたんですけれども、そして、補正額が260万8,000円となっていますけれども、どうしてこの女性特有のがんというのが減ったのか、その辺のお話をお聞かせください。

○健康増進課長

これは、国のがん検診推進事業実施要綱の改正によりまして、新たに働く世代の大腸がんの検診の推進が加えられました。それで、名称が女性特有のもののがんと働く世代の大腸がんの検診と同じ補助金の名称になりまして、あわせてがん検診推進事業実施要綱ということで補助金の対象になったわけですので、歳入はがん検診推進事業費補助金に統一されるということで、そのまま女性特有のがんの検診推進事業はがん検診推進事業費補助金に含まれるものでございます。歳出のほうはそれぞれの名称で歳出をさせていただきます。

以上でございます。

○高木委員

女性特有のがんのほうのお金も働く世代ということなんですけれども、この働く世代というのは何歳から何歳まで働く世代ということで、40歳から

ということはお聞きしたんですけれども、何歳までのことを示すのでしょうか。

○健康増進課長

国では、40歳以上60歳までを一応ポイント年齢といたしまして考えております。

以上です。

○高木委員

これに関連しまして、今度、歳出のほうに行かせてもらうんですけれども、40歳から60歳ということで5歳刻みというお話が本会議にもありましたけれども、知立市ではほかに大腸がんの検診、すこやか健診とかをやっております、あと、がんの検診ということで、1カ月、2カ月に1回ずつ、皆さん、希望をとられていますけれども、そういう方たちは例えば40歳、45歳という方もあるんですけれども、こういう方たちとダブっているところがあるんですけれども、こういうことはどういうふうに考えてみえますか。

○健康増進課長

一応、集団と個人と幅広く対象にしておりますが、特にポイント年齢の方は推奨していきたいということで、国の補助金もございますので、そういうポイント年齢の方に無料で受けていただくことによって、がんの検診を理解していただきながら推進をしていただくために、特に国が必要としている者に対しまして推進をしているところでございます。

以上です。

○高木委員

ポイント年齢で推奨ということで、例えば45歳の方は大腸がん無料だよということをお話しすることだったんですけれども、この歳出のほうを見ますと、中に郵送料等々がまた別に盛り込まれております。集団検診で受けられる45歳の方たちは無料ですよというお話を申し込まれたらされると思いますけれども、特定健診、今、知立市で何人ぐらい、年齢でいきますと60歳までの方は結構な数の方が受けてみえると思うんですけど、その数字はわかりますでしょうか。

○健康増進課長

特定健診につきましては、2年度分でございますが、平成20年度が4,698人受診者でございます。平成21年度が5,268人でございます。平成22年度は今、集計中でございます。

○高木委員

それで、5,000人近くの方が健診を各病院で受けてみえて、そこに大腸がんもあると思うんですけども、それで、そのときに、その年齢でピックアップされる方というか、60歳までの方は何人ぐらいおみえになるかわかりますでしょうか。

○健康増進課長

すこやか健診の60歳までの方でございます。受診者、平成20年が134人、平成21年が127人でございます。

以上です。

○高木委員

私が言いたいのは、この5歳刻みというのが前から5歳刻みということなんです。これは、国のほうから40歳というふうに区切ってきているのか、もうちょっと幅を狭く利用者を募ってはいかがかなということが一番言いたかったものですから、本当に大腸がんが早期発見で皆さん大きな病気になるれないということはすごくいいことだと思うんですけども、すこやか健診も5歳刻みということですので、重なっているんですね、ここで。どのように皆さんに周知していただけるか、それは保健センターの方々の努力だと思うんですけども、もう少しこの刻み方を工夫されてはと私は思いましたので、ちょっと一言言わせていただきましたというか、考えてください。

○健康増進課長

もう少し細かくというお話でございますが、一応5歳刻みの無料の検診でございますが、検診につきましては費用が出ますけれども、例えば大腸がんで申し上げますと、40歳以上の市民の方でしたら800円の自己負担、それから、集団では、40歳以上の市民の方に300円の自己負担、すこやかにつきましては、国民健康保険の被保険者の方は無料ということでございます。5歳刻みということでございますが、5年に1度しっかりとした個

別通知を出すことによって、これは無料の通知だけではなくて、大腸がんに関する正しい知識を記載した検診手帳というものを無料クーポンと一緒に送らせていただきますので、5年に1度こういうものをしっかり見て検診の必要性をしっかりと認識していただくことが5年と5年の間にも受けていただくという、そういうことを認識していただく手段としてやっておるところでございます。

以上でございます。

○水野委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中島委員

大腸がん検診のことが今回新たに予算化されて、国のほうが2分の1を出すから5歳刻み、40歳から60歳の方の検診をしっかりとやってくださいよということの方針が出されたということですね。

今までの大腸がん検診については、基本的に、特定健診も市がかかわるものは、被用者保険以外の方、会社の保険等に扶養家族等がかかわっていらっしゃる以外の方を市が通知をして特定健診を受けてくださいと。また、いろんながんについてもそういうお知らせをします。いろいろやってきたと思うんですけども、大腸がんについても一度確認させていただきたいのは、これまでの大腸がん検診も被用者保険以外の方を対象にやってみえたのかどうかですね。それはどうですか。

○健康増進課長

すこやか健診につきましては、国保の方が無料、そして、国保以外の方は有料で、ほかのものとセット料金になっております。

それから、個別、集団につきましては、40歳以上の市民でしたらどなたでも該当しますということでございます。

以上です。

○中島委員

大腸がんについて今聞いているんですけども、すこやか健診はもう少し幅広い健診で、その中にも大腸がんがあるという意味でおっしゃっていらっしゃるんですかね。

すこやか健診は国保に入っている方は

人間ドックの機会がないということからこの健診がスタートしたと。その費用については国保の会計で持ちましょうというようなことからスタートしたわけで、それ以外の方は有料で行うということですね。すこやか健診の中のメニューとしても大腸がんがあるよという意味で言われたんでしょうか。

すこやか健診でない、かつてでしたら基本健診というのがあって、特定健診に入る前は基本健診というのがあって、そこで健診を受けますと大腸がんも希望オプションで受けてくださいと、申し込みを行いまして、健診の際に申し込みを行ってきて、検便の容器をいただいて、そして、指定された日に持っていくと検査していただいて、後ほどお返しがあると、こういうことでやっていたんですが、5歳刻みでないほうの大腸がん検診というものについては、対象についても一度確認をさせていただきたいと思います。被用者保険、それから国保の方の区別という意味で。これを垣根なく全市民ということでやっていただいているかどうか、その辺の確認をさせてください。

○健康増進課長

大腸がん検診のすこやか健診以外の個別、そして集団検診でございますけれども、対象は40歳以上市民ということだけでございます。

○中島委員

わかりました。希望される方はどなたでも同じような条件で行いますということで行っていらっしゃる。今回も5歳刻み本人無料というのがかぶってくる形でありますけれども、かぶってくるのは60歳までと。60歳以降の検診については、一般的に今もやっている大腸がん検診がずっと受けられますよということですね。今回の補正予算は5歳刻みの2分の1を国が出すということで、これについては本人は無料で受けられると。そこの恩典があって、PRをしっかりここでやりたいんだということで、今回は方針が打ち出されたと。大変これはいいことだと思いますけれどもね。

それで、今までは大体10%程度の受診率であったと、本会議で部長から話がありました。あの際

には被用者保険の方を除いてというような形で答弁があったように思ったものですから、それでちょっと今、確認をしたんですけども、これは市民全体でということになると受診率というのはいかなるのか。

そして、今回、20%を目指したいというふうに答弁がありました。こういう方針をとることによって大腸がん検診の受診率を20%にしたいということがありました。この20%というのも、全市民40歳以上の方の受診率を20%以上に上げたいと、こういうふうに受けとめてよろしいかどうか。

○健康増進課長

受診率でございますけれども、市の実施しているものだけの対象の受診率でございます。特徴等の一般の会社でしているものについては入っておりません。

それで、今回20%の目標にさせていただいたのは、まず、大腸がんが一般対象の方が平成21年度で9.3%の受診率でございます。この9.3%を以前行いました子宮頸がん、乳がん、こういったものをポイント年齢で実施した場合の伸び率を参考にいたしますと、この9.3%が15%ぐらいに行くのではないかなと思っております。この20%というのは、今回の働く世代の大腸がん検診だけに限った目標でございます。

以上です。

○中島委員

15%を見込むというのは大腸がんの話ではないんですか。

○健康増進課長

大腸がんの全体です。個別検診、集団検診、すこやか健診すべて、それから、今回の働く世代を全部含めたものを、本当のおおよそでございますが、15%と見ております。それで、今回の働く世代の大腸がん検診につきましては無料ということでぐっと伸びるということで、これだけにつきましては20%、全体総合で見ますと15%程度になるかなと思っております。

以上です。

○中島委員

わかりました。

がんの全体の受診率そのものを引き上げるということもとても大事というふうに思っております。今回は大腸がんスポットが当たって、このような方針が出されている。

死亡率の高い順から、肺がん、胃がん、大腸がん、このような御披露も本会議であったわけなんですけれども、そういった意味でいうと、肺がん、胃がんというのの最新の受診率というのわかれば御披露ください。

○健康増進課長

これも市の対象者1万3,979人という、平成21年度のデータで申しわけございませんが、肺がんにつきましては2.5%でございます。それから、胃がんにつきましては6.4%でございます。平成21年度の数字です。

以上です。

○中島委員

1位、2位の死亡率のものについての受診率が大変低いという、こういう数字が出ているわけですが、この辺はどのようにお考えになって、この辺に何か手を打つというようなことは、国のほうは出ていないわけですが、市としてはどんなお考えなんですか。

○健康増進課長

国が50%と大きな数字を出しておりますが、知立市としては何とか30%を考えておるわけですが、ちょっとほど遠い状況でございます。広報等は同じように出しておるわけなんですけれども、今後は、今、31町内会で健康づくり推進委員さんによっていろいろ活動していただいておりますので、そういう中に私どもの保健師も年に二、三回行っておりますので、そういうところでいろいろとお話をさせていただいておりますし、これからは特に力を入れて、チラシなどを持ちながら、受診による早期発見がいかに大事であるかということをおPRしていきたいと思っております。

以上でございます。

○中島委員

平成21年度の数字で2.5%、6.4%という肺と胃

のがんについての数字が出たわけですが、特定健診に入る前、基本健診という形でやっていた場合は、そこの中で肺がんの検診も一緒にやりますかということで、少し余分にお金を出して、レントゲンを撮るときに肺がんもお願いしますと言ってチェックすると肺がんの検診もあわせて行くと。非常にスムーズに、特に肺がんということ出かけるわけじゃないんですけれども、検診の中にあつたということで、今は、特定健診はいわゆるメタボ健診ですよという、そういうことで、非常に限られた健診項目になって、近くの病院へ行ってくださいよという形、集団も昨年からは復活していただいたんですけれども、そういう関係もあるのではないかなと思うんですが、その辺、基本健診をやっていたころの受診率というものを比較してどうでしょうか。

○健康増進課長

以前のことはちょっとよくわかりませんので申し上げられないんですけれども、現在の特定健診では、がんは前立腺がん検査が希望によりやるということで、そういうことでございますけれども。

○保険健康部長

私のほうから、かつて健康増進課長をやっておりましたので、その点について説明させていただきますと、やはり平成19年度まで基本健診という形で市民の方に、40歳以上の方に受けていただいていたわけですが、そのときには集団を主にやっております、その時点では基本健診プラス肺がん、大腸がんもあわせてやっております、平成19年度の肺がんの受診率が13.2%ということで、圧倒的に基本健診をやっていたときのほうが受診率は高かったわけでありまして、大腸がんにしても10.5%という数字が出ております。

これが平成20年度から特定健診にかわって、個別、医療機関で受診をする形に切りかえました。肺がんということになりますと2人の医師の判定が必要になりまして、一つの医療機関だけでは判定ができないという実情がありまして、個別で受けますと、医療機関の中の大きい病院については、2人の医師がおって肺がんも実際はやれるところ

もありますけれども、大多数は医師が1人しかいないという実情があって、肺がんが受けにくい状況にあります。

がん検診という、6月と11月に読影会を月に2回ほどやりまして、保健センターに集まって、それぞれの医師がレントゲンの撮影のフィルムを見合いながらダブルチェックをしていくという形で、がん検診についてはそういう形でできるんですけども、特定健診については日程的にかなりのところで人数も多いわけですし、なかなかダブルチェックができないというところで、肺がん検診は特定健診にくっついていない状況にあります。

ただ、65歳以上の方については、結核検診というところで胸部のレントゲン検査をやっているところで、これは無料で特定健診とあわせてやっておって、こちらのほうはかなりの受診で、人数が三千何人という受診の数がありまして、こちらのほう、本当はそれが肺がんにかわりかねる受診率になるわけですけども、そういうダブルチェックができないというところで結核検診におさまっているという状況で、その辺を今後、何とかしなければいけないという、集団をふやしたり、ダブルチェックの方法がいろんな形でできないものかというふうに、今後、検討の課題にあります。

以上です。

○中島委員

ありがとうございました。

やはり大幅に基本健診がなくなってから受診率が落ちたという実態が今、御披瀝がありましたし、その理由ということで述べられました。

今後ということで、私も、特定健診そのものも集団でやってほしいということを共産党は当初から、前の議員さん、いろんな議員さん、口をかえて言ってきました。初めて去年、集団で特定健診を保健センターで行っていただき、私もそちらで受けたと。なかなか日程的に自分自身のあれが合わなくて、集団になったということですが、やはりそこでレントゲンも希望すれば受けられるよと、肺がんも一緒にやりますよと、希望ということで

やっていただければ、わざわざ肺がんのために出かけるというのはなかなかできないと。バリウムを飲むのはちょっとなということで、なかなか胃はそれでも進まない面があるんですが、肺がんがありますと、一緒にやったださるなら、はい、やりますということで、即参加しますね。そういうことがありますので、そういう機会をやりつくる。特定健診の集団を実施していただいた部分で、少なくとも65歳以上と言わずに、結核検診と肺がんの検診とあわせて、これについても希望者についてはやれるシステムにしてしまうということであれば、大幅にこれは受診率が上がっていくのではないかというふうに思うんですね。第1、第2という死亡率の高さの部分について置き去りにしてはいけないというふうに思いますので、ぜひこれは検討していただいて、早い時期にできないものかと。

これは予算的なものがどうなるのか、その辺も少し御披瀝があればお聞かせいただきたいんですが、かつては大腸がんをあそこで、300円でしたか、600円ぐらい出したかな、基本健診でオプションでお願いするときはワンコインぐらい出したような気がするんですけど、そういう形でも、同じような形でやったら、市の予算がどうなのか、大きく必要になるのか、その辺の検討材料になるのかと思うのですが、どうですか、やっていく方向で考えたら。

○健康増進課長

今、委員のおっしゃられたとおり、できると思いますので、いろいろ研究はしてまいりますが、いろんな方法で受診率を上げてまいりたいと思います。

ただ、国のほうの補助金についてもいつ打ち切りになるかわかりませんので、そういった予算のことも考えながら実施していきたい思います。研究してまいります。

○保険健康部長

集団でやった場合の予算的な面でありますけれども、確かに医療機関で受けるよりは集団でやったほうがかなり安くできることになるんですけれ

ども、ただ、基本健診から特定健診に切りかわった内容のほかに、保健指導というものが特定健診に加わってきまして、それに保健師が非常に時間的にとらわれてしまうということがありまして、それで、基本的にはそういう健診事業は委託のほうに医療機関のほうでお願いして、保健指導は保健センターで保健師が行っていくという形を考えておったわけですが、集団でやる場合もすべて委託という形を今後考えながら、余り保健師に負担がかからないような形で集団も考えていければというふうには思っております。

○中島委員

集団にも少しは軸足を移しながらということですが、そこの中でレントゲン、肺がんの検診、それから大腸がんの検診も受け付けるということも含めて方向としてすぐ検討していただけると、こういうことです。いつごろまでかかるんでしょうかね。ことしは無理ですか。医師会との話も多分ありますので、ことし無理であるならば、まだ12月ぐらいまでありますかね、個別の検診はね。ですから、ことし、どうしても無理であるならば、来年度は早々にそういう方針を打ち立てていただいて、集団に来ていただければ胸部レントゲンで結核検診、肺がん検診、そして、大腸がんの受け付けもその場で行うという、従来のかつてのやり方もそこで取り入れていただくということをぜひお願いをしたい。

ほかの胃がん検診、バリウムを飲んだりというのは、なかなかできない。乳がんも子宮がんもそこではということがあります。ただ、そこに行った際に申し込みをするということをやるといふ。行ったついでに申し込みをするという機会にもなるんですね。そうすると、ほかのがん検診の受診率にもつながっていくということなので、いろんな意味で集団検診はいいところがあるというふうに思います。

ですから、基本健診がなくなってから、ほかのすべてのがん検診の受診率がどうなってきたのかということもしっかり見ていただいて、今、全部聞きませんけれども、全体に見ていただいて、個

別の特定健診になったから下がってしまったのではないかというような影響をしっかりと見ていただく中で、それを全体的に上げるための方策というものを考えていただきたいというふうに思いますので、その点、よろしくお願いたします。

受診率、今はいいですけども、また資料で、基本健診があった当時の各がんの検診の受診率、そして、なくなってしまった以降の受診率、比較してわかるようなものは資料として一度提出していただきたい。この委員会には間に合いませんでしょうけど、一応そういうことで流れとしてはわかっていますので、一応数字は出していただきたいというふうに思います。その点、いいでしょうか。

○保険健康部長

委員がおっしゃるように、今年度につきまして、ちょっと医療機関との関係もありまして無理かなというふうに思います。来年度に向けて、集団をどの程度まで取り入れるかをちょっと検討させていただきながらやっていきたいというふうに思います。

資料につきましては、早いうちに委員の皆様方には御提出したいというふうに思います。

○中島委員

それから、今との関係があるのか、予算書の001保健推進事業費のところ64万9,000円の減額になっている部分については、これはどういうことなのかの御説明も受けたいと思います。

○健康増進課長

委託料の64万9,000円の減額でございます。これは、この制度が働く世代の対象になりますのがことしの4月1日からの対象でございますので、この働く世代の大腸がん検診の実施が今から進めていきますと9月に入ってからになりますので、その間に受けられた対象年齢の方、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、この方がこの制度を実施する前に受けられた方についての委託料を減額するものでございます。

以上でございます。

○中島委員

医療機関に払う委託料ですよ、これは。5歳刻みで受けられた方の分を、実質的に受けられた方の分を委託料を減らすということはどういうことですか。医療機関に払わないと医療機関は困るんじゃないですか。委託料という形じゃない、次の違う形で払う、仕組みとして変わるので、これんこれん出し方が変わるという意味ですか。実質受けるわけだから、医療機関に上げないんじゃない困っちゃいますよね。64万9,000円カットしますというのじゃ困りますよね。名目が変わって払うからここは減ったと、そういうことですか、説明は。部長がうなずいていられますので、そういうことだということですね。下の予算のほうに繰りかえたということでこの64万9,000円がカットになったということですね。課長、いいですか。

○健康増進課長

大腸がんの検診のもともありました集団検診、個別検診、その健康診査の委託料を振りかえたものでございます。ここから減額したものでございます。まだ、大腸がんの集団、個別が残っておりますので、そのうちの対象年齢の方の委託料を減額したものでございます。

○中島委員

ですから、004の働く世代の大腸がん検診のほうの事業のがん検診委託料の中に潜り込んだと、こういうことですね。わかりました。

次に、衛生費のところなんですが、これは、本会議で畜犬管理システムのことが聞かれておまして、その内容はよろしいんですが、これは県が全額145万7,000円を持ちますよということになっております。県支出金がそのように書いてあります。これは歳入のほうではどこに書いてあるんですか。歳出の内訳ではこうやって県支出金とあるんですが、歳入の14ページのほうでは県支出金の項目の中にこれが見当たらないんですよ。どのようにこれは隠れているんですか。

○経済課長

予算書の14ページのところに、14款県支出金、労働費県補助金の中の2,164万5,000円、この中に緊急雇用の創出事業の基金事業費補助金として2,

164万5,000円、このうち畜犬管理システムのほうに1,457万円ということでございます。

○中島委員

わかりました。緊急雇用の事業としてシステムを構築する事業を行うということですね。そういう話がありましたので、財源は労働費と、出るところは衛生費と。わかりました、これについては。

緊急雇用についてはさまざまな形で今年度で全部打ち切りということになってしまいます。いろんな外国人の言葉の指導も、私、一般質問で言ったように、あれもこととして打ち切りと。要するに、緊急雇用で行っているさまざまな事業があるということですが、これが今年度で全部打ち切りということになってしまいます。そういう意味では、これまで緊急雇用で市の事業としてトータル何人ぐらいの方をやってきたのかということはおわかりですか。これがもう打ち切られてしまうと。市でやると半年間が限度、最長1年だよというパートで働いていただいている方たちもいます。公園のパトロールの方や道路のパトロールの方とか、いろんな形で緊急雇用で市が直接雇っている方。今回のように委託する事業の中に緊急雇用、失業した人を必ず何人か含めてやってくださいよという、こういうような形で、いろんな仕組みで失業者を救済する雇用対策がとられてきたわけです。今年度でぱちんと打ち切りと。世の中は景気は全く回復していないし、東日本の関係もあって、またまた雇用状況が冷やっとしてきているということなんですね。どうするのかなということが大きな課題ですけれども、一括でわかるものなのかどうなのか、市としては緊急雇用でどのぐらいの方を今回まで今日まで緊急雇用されてきたのか。今後どうするのか、これはばらばらの担当部だけではどうしようもないので、市としての考え方ということになるんですけれども、その辺はどうですかね。これまでの把握についてわかればお聞かせください。

○経済課長

人数のところまで、今現在、資料を持ち合わせておりませんが、平成21年度におきまして



12事業を実施しまして、その実施額として約4,600万円。平成22年度につきましては、まだ決算がまだですけれども、12事業を予定しております、当初と補正を合わせまして9,200万円程度ということで、今年度、平成23年度で当初予算におきまして6事業3,600万円を予定しておりますけれども、今回、追加の補正ということで、合わせて5,700万円ということで、人数的なものは今、把握しておりませんので、調べさせていただきます。

#### ○中島委員

こうやってやってきていただいて、国のほうのお金が全部入って、市が窓口で行うという事業がありました。直接市がやらない場合、先ほどちょっと言いましたように、いろんな団体が緊急雇用のこの事業の補助を受けて、活動すればお金が出るという、緊急雇用全体ではもっと幅広い労働雇用の場をつくってきたわけですね。これがなくなってしまうと。

今やっていたら道路パトロールでも公園パトロールでも、これは突発的な畜犬システムですけれども、恒常的に市としてはやったほうが良いといういろんな事業についても携わっていただけてきました。そういった点では、今後、直接雇用ということも含めてどういうふうにするのかお考えを伺いたいし、また、国のほうへも、この辺の雇用情勢がまだまだよくなっていかない、新たに悪化する状況もあるという中で緊急的な延長ということも言っていくべきじゃないかと思うんですけども、そのあたりの御所見を伺っておきます。これはトップに伺います。

#### ○林市長

昨日も同じような質問をいただいたわけでありまして。この緊急雇用の制度であります。雇用を創出したということ、また、知立市にとっては新たな事業をつくったということなど、非常にメリットのある制度であるというふうに認識をいたしております。この補助金がなくなってしまうというのは、やはりいろんな面で知立市にとっても弊害等が出てくるわけでありまして。また、今、委員が御指摘のように、労働環境が必ずしも改善はし

ていないということもあるわけでありまして、また、機会をとらえて、こうしたこと等を関係諸団体、また国のほうにも、形を変えても結構であるわけでありまして、こういった制度を引き続き維持していただくようお願いをしていくということもまずやっていきたい。

あわせて、この知立市として、例えば今、御披露いただいた道路パトロール、また公園パトロール等、この事業については、知立市にとってもこれからも引き続きやっていかなければいけないというふうに思っているものも多々あるわけでありまして。どういった形がいいか、これから内部で検討するわけでありまして、この緊急雇用制度がなくなったからといって、従来のこれを充当していた事業をすべてなくすということには私は考えていないわけでありまして、どういった形がいいか、これから内部で検討していこうというふうに思っております。

#### ○中島委員

ぜひそのような方向をお願いをしたいと思っております。

知立団地が行っている外国人の言葉の支援の事業も緊急雇用でやっておりますということを紹介いたしましたけれども、いつまでも団地が補助がなくなった段階でやっていくこともできないという、そういうこともありますので、さまざまな分野で、目に見えないというか、市が直接かかわらなかった緊急雇用の事業も市内にはありますので、そういったところも総括した検証もしていただいて、必要な事業は進めていただきたいということもぜひお願いしておきたいと思っております。

次に、衛生費、清掃費について、分別地区の集積所が新たに一つできるということで予算が組まれておりますので、この説明をまずお願いしたいと思います。

#### ○環境課長

工事請負費のほうに分別地区集積所整理工事費ということで129万7,000円を補正させていただいております。この補正につきましては、昭和3丁目1の集積所を新たに設置するものです。

昭和3丁目1の集積所に関しましては、平成12年当時までは3丁目1で出す集積所を設けておりました。いつからか定かではありませんけれども、平成13年以降、知立団地が平成12年に集積所のフェンスの設置工事を実施しております。それ以降に、今現在は、昭和3丁目1の方に関しましては昭和7丁目の集積所に出していただいております。昭和3丁目の1の区のほうには集積所はありません。ですものですから、今回、昭和7丁目のところの集積所に3丁目1の方が出すことができない状況が発生しました。その関係がありまして、3丁目1に関して、新たに緊急に集積所を設置することで補正させていただいております。

以上です。

○中島委員

そういうことで、大変近くにある集積所に今まで出していたんですけれども、本当に5メートルとか、そこらしか離れていないところに今回新たなものをつくらなければならないということになって、URもお断りされたというような経過もあってなかなか複雑でしたので、これ以上はURにはお願いできないなというようなことで、独自にもう一度つくろうという話になったわけです。

以前は、まだ、資源ごみの今のような分別がやられていない当時は、立ち番もなく、コンテナに持っていただけという形で、もともと場所はあったわけですね。その場所を使って今度つくると。立派なコンクリートの枠があって、ただフェンスがないという、こういうことなんですけれども、それにしてもちょっと高過ぎるなということを何度も話し合っ、まっさらでつくるのと同じ金額がってしまうなということについては、ちょっと何とかならないのかという話をしておりましたけれども、そのあたりについて、こういう予算ですが、全くさらでつくるのと同じぐらいの予算ということで、その辺の説明をしていただきたい。半分ぐらいでいいんじゃないかと思ったんだけど、そういうわけにはいかないということで言ってみる。でもよくちょっと理由がわからない。一度、予算の根拠をお示ください。

○環境課長

今、確かに以前あったコンクリートブロックの集積所はあります。それを利用して、今回、フェンス及び電気、それから屋根、それだけのものを設置します。一番費用がかかるものに関しては、入り口を2カ所つくる関係。今、コンクリートブロックが途中で1本、塀のように中に、長細いところに中に1個仕切りがあります。その仕切りがある関係で扉を2カ所つくる必要があるということ。それから、屋根を設置する。この扉と屋根に費用がかかります。それから、基礎も当然、今、コンクリートブロックになっておりますけれども、そこから基礎をやりますので、結局、確認をとったところ、新築とほとんど変わらないだけの費用がかかると。今あるものを活用してつくっていくにしても、そういう形で、私どもも正直言いまして、昭和3丁目1、今あるものを利用すればもう少し安くできるのではないかと初めは甘い考えを持っておりましたけれども、見積もりをとる段階でいろいろ調べたところで、新設とほとんど変わらない金額だということがはっきりしてきました。結局、扉を2カ所つけるということも要因になっております。

以上です。

○中島委員

ありがとうございました。

かつては危険物と可燃ごみというふうで大きなコンテナが置かれておりましたので、二つに区切りがあったというのは承知しておりますが、プロのやることですから余り口を出せないかもわからないけど、真ん中のこんな高いブロックがあるわけじゃありませんから、あそこだけ壊せばいいんじゃないかって、ふと思いましたがけれども、そういうことも含めて本当に経費節減できるような使い方。90世帯の集積所ですから、ここについていうと、本当に小さい集団でよかったんですけど、ですから、わざわざ扉を二つつけて、そうすると屋根も両方につけてというような二重になっていくようなことになるのかと、今、話を聞いて思いましたけれども、それはもう少し何とかならない

のかなというふうに私は思います。それをもう少し詰めていただけないかというふうに思いますいますが、この趣旨を十分伝えていただいて、詰めていただきたいと思いますがいかがですか。

○環境課長

扉は今、2カ所予定しておりますが、屋根は1カ所、今区切りのある狭いほうに屋根をつけるような形で、昭和6丁目から9丁目を実施しておりますように、屋根とフェンスと照明機器そのものは同じように設置していきたいという考え方で、今、設置を考えております。今、言われたように、少しでも金額が少なくなるように、今後、検討させていただきたいと思います。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時07分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

それでは、先ほど緊急雇用創出事業における平成21年度と平成22年度の実施した雇用の人数でございますけれども、平成21年度につきましては51人、平成22年度につきましては61人でございます。平成23年度についてはまだ当初予算の段階ですので、補正予算の見込みでありますけれども、新規の数として予定としては、補正合わせて33人を予定しております。

以上でございます。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川合委員

じゃ、ちょっとだけよろしく願いいたします。

今もちょっと質問の中に出ました15ページの畜犬システム構築の件なんですけど、本会議の質疑でも若干ありました、システム構築とありますが、このシステムについてもう一度ちょっと御説明をお願いしたいと思いますがいかがですか。

○環境課長

今回補正しました畜犬システムですけれども、緊急雇用を使って実施します。今までは、アクセスというもので、平成12年に県から犬の管理の事務が移譲されておりてきました。そのときにアクセスを使って市の職員によって今のシステムをつくっております。ですから、一つのパソコンでただ管理しているというだけの今の状態のものを、今回、システムをウェブシステムという形、上のほうの電算のほうを通して何台かのパソコンでできるような形にしまして、犬の、要は住民票というんですか、犬の管理していく形をとらせていただくシステムをつくるという、新しいシステムをつくるという形を出させていただきたいと思っております。

以上です。

○川合委員

畜犬ですので、ペットですよ。ペット以外には野生化しちゃっていますから、ペットのことを対象とした管理システムをつくっていく、緊急雇用を利用してということだと思いますが、その畜犬に当たる頭数というのは4,000頭ぐらいだったかというふうにこの間言ってみえたかと思いますが、違いましたか。その中で、ちゃんと狂犬病の接種をしているのが3,000頭ぐらいだったように聞きましたが、こっちは確認させてください。

○環境課長

質疑のときに部長がお答えしました犬の今登録されている平成22年度末で3,820頭。狂犬病の予防注射をしている頭数が3,068頭という形で、頭数に差があるという話をさせていただいておりますので、その辺のところも今回のシステム構築の中で精査させていただきたいということを考えております。

以上です。

○川合委員

3,820頭でしたか、この数というのは市のほうで把握されている数だと思うんですが、把握の仕方というのはどういうふうに把握してみえるでしょうか。

○環境課長

あくまでも届け出主義でありますので、届け出のないものに関しては、うちのほうでは把握できないというのが現状です。

以上です。

○川合委員

正直言ってそういうことだと思います。だから、これがそのままなのか、そうじゃないのかということが、これより少ないことはあり得なくて、かなり多いんじゃないかという予想もつくような気がいたします。

きちんと管理されて、登録100%で、予防接種も100%であれば非常にいい状況だとは思いますが、ちょっと関連して聞きたいんですが、野犬については、現状、どんなふうでしょうか。

○環境課長

野犬というものに関しては動物愛護センターのほうで捕獲しますので、犬に関してはほとんど今いないと思っております。猫の野良猫に関しては結構いると思っておりますけれども、野犬というものに関しては現状では把握しておりません。

○川合委員

今言われた豊田の愛護センターと知立市の関係はどのような関係になっていますか、ちょっと御説明ください。

○環境課長

今年度より犬の引き取りが有料になりました。その関係がありまして、市のほうで犬等を預かるようなことは今年度からない状況になりました。今までは月に1度、市のほうに愛護センターのほうで引き取りに来ておりましたけれども、今回の有料化に伴ってその制度もなくなりましたので、うちのほうにいろいろ問い合わせがあった場合に、連携はしておりますけれども、基本的にペットの捕獲等に関しましては動物愛護センターのほうで実施する形になっております。

以上です。

○川合委員

そういうことで、市のほうに引き取りに来るシステムはなくなって、ということは、個人の方が市に問い合わせると、愛護センターのほうがある

からそちらのほうでということになると思うんですが、そのような紹介される件数、もしくはこれまでに月1回引き取りをされるときにどのぐらいの数があったかわかりますでしょうか。

○環境課長

正直申し上げまして、件数自体、正確な数字は把握しておりません。ですけれども、件数としては、市役所に持ってこられて、愛護センターに持っていくという件数は月に1回という形でしたので、限られた日にちでした。その日に限定でしたので、件数は非常に少ないのが現状です。うちのほうから動物愛護センターに運んで持っていったという件数まで入れれば結構な件数になりますけれども、その日に引き取りに来たという件数は非常に少ないです。市のほうが直接愛護センターに運んで持っていったという件数は結構ありましたけれども、それは、結局、ずっと保管しておくわけにもいかないものですから、市のほうで1カ月間、愛護センターのほうに連絡をとって持っていくような形をとっておりました。

以上です。

○川合委員

1カ月に1回引き取りに来てくれたときはそんなにないけれども、市のほうから持っていくという数はそこそこあったという。1カ月平均どのぐらいあったでしょうか。

○環境課長

件数的には、多分月にあっても1度、年間で6回から10回ぐらいは持っていったことがあると思います。

以上です。

○川合委員

回数というか、本当は何頭ぐらいあったか聞きたかったんですが、知立市からどのぐらい持ち込んだということも本当は知るべきかもしれません。が、以前、類似した質問をしましたときに、実際、豊田の愛護センターに行って調べた結果、非常に多いんですね。ちょっと今、数字を忘れちゃいましたけれども、ペットであった犬が持ち込まれる場合もあるし、生まれて育てられんから持ち込み

ますよね。そんないろんな理由で持ち込む件数、前は保健所だったんですが、今は豊田のほうへ持って行っていいようですが、非常に多いんです。小さい犬はペットとしてまたそこで引き取り、愛護の対象というか、畜犬の対象になっていくんですが、2年、3年過ぎるとほとんど殺処分になってしまうという、これが現実です。なので、特に猫の場合だと、そういう駆除対策がないものだから結構いたりして、数がなかなか把握できんし、人に迷惑をかけてもなかなかその対応策がとれないということなんです。きょう、これ、猫は書いてありませんので、類似して申し上げましたが、犬に限って言いますと、そういうことです。

なので、非常に悲惨といいますか、人間の畜犬であって、ペットであったときはいいんですが、そこから離れた場合には、非常に、最後はかわいそうなことになってしまうと。

それで、生まれた子供たちも引き取り手がない、育てられない場合は、ほとんど愛護センターに行くしかなくなっちゃうんですね、これ。当然というか。だから、さっきお聞きしましたように、野犬はいないですよ。いればすぐに引き取りに来るというようなことで、野犬がないからということの裏にはそういうことが非常にあります。おりを全部見てきたんですが、大きいのは少ないんですが、やはりいますね、かなり。生まれて間もないペットとしてもらい手がありそうなのは一番多いんですが、その中間ぐらいの4歳、5歳とか、それから、どうも引き取り手がなさそうな犬たちは、来週、再来週、1カ月後というゲージに入って、だんだんだんだん殺処分の対象になっていくというようなことがありますので、前の質問のときにも申し上げましたが、そういう裏にあることもやっぱり考えていただく必要があると。管理というのはいわゆる管理で、人間が数字で管理をすればそれで済むかもしれないんですが、そうじゃない部分が非常に、ときどきテレビでも問題になって放映されますが、ああいう現実が実際、現実にあります。

なので、あのときに申し上げましたのが、避妊

去勢の補助をできたらお願いしたいということで、研究の対象にはしていただけるようなことでありましたが、やはりこういう管理システムということと同時に、動物に対する考え方もいま一度考え直す必要があるように非常に強く感じるわけであり。

避妊去勢ってやっぱり安いものじゃないんですが、どのぐらい犬の場合かかるか御存じでしょうか。

○環境課長

調べた資料を今回ここに持ってきておりませんが、どのくらいかかることはわかっております。

○川合委員

やはり安いものではないと思います。ただ、そういう補助があることによって、やはり心ある飼い主の方はそういうふうに行動に起こすと思います。やはりいろんな方の御意見を聞いても、非常にそういう声が大きいわけです。

今、先ほど言いましたように、猫とここに書いてありませんが、動物全般ということで申し上げますと、特に猫なんかだと、自由に生活範囲が広いし、なかなか管理しかねる場合でも、やはりそういうことによって猿渡川にダンボールの中に入れて捨てられているというようなことも多分減るんじゃないかという気もしますので、ぜひ避妊去勢については、全額とか半額とかいうことではなくても、1割、2割のことで結構ですので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境課長

以前、質問があったときにお答えしました。たまたま県内でも西三河のほうはまだ助成をしていない状況があります。県下では結構助成しているところもあるということはこちらのほうでも十分把握しております。研究させていただきたいと思っておりますので、避妊が必要だということは私どもも十分把握しておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○川合委員

避妊去勢、両方ともお願ひいたします。

やはり、この補正にありますように、管理システムという管理というのは、もともとは豊田のセンターも管理センターだったんですね。管理愛護だったんだけど、やはりそういうことでは優先順位はどちらだと、愛護管理センターに名前が変わった経緯もそういうところにあるわけでございますので、ぜひその辺は前向きに検討していただきまして、実施に向けていただきたいと思います。

以上です。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○杉山委員

1点だけ確認させていただきたいと思います。

先ほど19ページのごみ処理事業費の129万7,000円について、昭和3丁目の集積所の建設ということでお話がございました。当初予算の中で、平成23年度分別地区集積整備工事費というのが131万8,000円、予算が組まれておりますけれども、これに関連して少しお話を伺いたいというふうに思いますが、こちらのほうも金額からするとどちらかの工事費の予算が組まれていると思うんですけども、そちらのほうに集積所のほうの予算は組み込まれなかったんでしょうか。

○環境課長

今回、当初予算に載っています131万8,000円に関しましては、前の3月議会でも説明をさせていただきましたけれども、ことしの9月までに宝町の集積所が移転しなければいけない、駅前の区画整理の関係がありまして、その関係がありまして、宝町の集積所の予算がまずあってあります。

それから、宝町の集積所の移転工事ともう一点、第1不燃物処理場のストックヤードの修繕工事、これもここに30万円台入っておりますので、約130万円ですけれども、宝町が93万5,000円、それから、第1不燃物処理場のストックヤードの修繕工事が38万3,000円で、131万8,000円の予算がとってあります。

ストックヤードの修繕工事はおくらせることができますけれども、とてもこの工事だけの金額ではやることができないものですから、今回の補

正ということをお願いすることになりました。

以上です。

○杉山委員

そうしますと、今のお話ですと、この宝町のほうの移転のほうの集積所に関しては93万5,000円と。この形態は今度の昭和のほうと同じような形ではないわけですか。

○環境課長

宝町の集積所に関しましては、1年で毎年動くような形で仮設的な集積所を設置します。ですから、安い金額で載せていただいております。

以上です。

○杉山委員

毎年、そうしますと、仮設的ということは、来年度また93万円かかるということでしょうか。

○環境課長

平成22年度に関しましては、市の職員で仮設をつくりました。本年度も、正直言いまして、場所がどこにつくれるかというのが毎年わからない状況です。ですから、今回も93万5,000円、予算を組んでありますけれども、これだけ使うことは多分ないだろうと思いますけれども、どこにつくれるか、それから、何年集積所をそこで運営しているか、そういう状況を見ながら、その集積所の設置の仕方を考えないといけないものですから、ことしもまだ、6月の段階ですけれども、9月までにつくるところははっきり確定している状況ではないですけれども、必ず9月末までにはつくらないと集積所がなくなってしまうので、設置する場合に、つくるときに囲いをつけて、当然、屋根はつきりません。ただ、電気は設置します。ですから、仮設的なものをつくるんですけれども、その費用として、ある程度立派なものができる程度、2年、3年使える、3年ぐらい使えるような場所であれば、ある程度しっかりしたものをつくりたい。1年だけであれば簡単なもので、本当に仮設でつくっていききたいというような話で、この段階ではある程度のものをつくるという予算を組んでおります。この予算が、ことし9月までに設置しますけれども、どれだけの費用がかかるかという

のはまだ全くわからない状況です。

以上です。

○杉山委員

ありがとうございます。

というのは、ごみ問題というのは、大変市民の皆様が一番生活の面で大事なことであります。

前回もいろんなごみ集積所については、区内で指定されたところにつくっていただければまた予算化しますというお話も本会議で伺ったこともございます。そういった意味では、流動的という部分と、また、建設の場所、そういったことで予算も変わってくるというお話でもあります。

そういった意味で、ある意味、当初予算の分別地区集積整備工事費という形で今回も131万8,000円が出ているわけですが、こういったことは年度、やはり考えられるべき部分だと思いますし、また、各区内でのそういった要望も含めて予算化していくと、今回みたいな補正という形も出てくるわけですが、その都度、やはりこういった幅をとっていただくとありがたいかなというふうに思いますので、その辺のお考えをお願いします。

○環境課長

今言われたのは、当初予算で場所が決まっていないところの予算を取っておいて、臨機応変に対応できるようにという意味かなと思ったんですけども、それでよろしいでしょうか。

私どもも、当然、当初予算で予備という形で1カ所の予算を要求しました。しております。ですけども、やっぱり、今、市の財政上の都合がありまして、場所が確定していないものに関して予算化することは難しいということで、今回も当初予算からは削除させていただいています。うちのほうとしては1カ所を必ず要望して、当初予算の要求を出しております。

以上です。

○杉山委員

ありがとうございます。

確定していないところに当然予算は組み込めないというふうに思いますけれども、特に区長会と

か、また地域での要望とかも月々あると思いますので、またそういったことも含めて、こういった補正予算で組み込まれない形のほうがいいのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

先ほどに続きまして、別の話でというか、今の畜犬管理システムのことなんですけれども、先ほど部長にお聞きしましたら、知立市が畜犬のシステムをするんだよというお話を受けました。

私、ことしになりましてから、犬の予防接種に行きまして、シールがいただけないんですね。ことしから玄関に張るシールがないものですから、どうしてですかと言ったら、犬の首輪につけなさいと。ああ、そうですかということでもらってきました。一体、知立市、あのシールが幾らお金がかかるのかなということでお聞きしましたところ、4,000頭分ぐらいを見込まれるのか、1万4,240円分のシール代でしたと。それを経費を削減するために減らしましたとおっしゃいました。ああ、そうですかと言ってお聞きしまして、次に、実は、私の近所の犬を飼ってみえる方たちから、あのシールを、鑑札をここに縫い込むことは無理だと。じゃ、どうやってうちの子はちゃんと予防接種を受けているんだと、狂犬病の注射を受けているから門に張れたほうがわかりやすいし、あそこの犬はちゃんと狂犬病予防接種をしているんだということがわかってもらえるからうれしいということを言われました。また出向きまして、聞きまして、一体どうしてそのシールがなくなってと言ったら、事務の方がこういうことを言われたんです。この袋に封入するのが大変なんですと。人件費がたくさんかかるんですとおっしゃったんですね。いやいや、そんなのだったら各病院にでも配付していただければ、その場でいただければいいと思ったものですから。

ことし、これをなくされたことによって、狂犬

病の予防接種を受けられる方が減るというようなことはないでしょうか。

○環境課長

今、質問されました狂犬病予防接種の関係でありますけれども、場所が毎年少しずつ変わりますけれども、集合注射と、それから病院での注射で、2種類あります。それで、平成22年度ですと、集合注射で621頭、それから、個別、病院のほうで2,447頭、合計で、さっき言いました3,068頭ですね。それから、平成21年度でいいますと、集合注射で698頭、それから、個別、病院等で2,480頭、足して3,178頭ですか。ですから、頭数自体は平成21年と平成22年で減っておりますけれども、先ほど言いましたシールに関しては、平成22年度までは出しておりました。平成23年度、今年度に関してシールを廃止しました。なぜ廃止したかといいますと、近隣市の豊田市、刈谷市、この2市は出しておりません。それから、出す義務もないという。あくまでもサービスのシールというものは出しておりました。その関係もありまして、近隣市にならって、うちのほうも廃止しました。また、安城市は継続して、まだシールを配っておるということは知っております。

以上です。

○水野委員長

高木委員に申し上げます。

一度質問を終えていますので、再度質問というのは議事進行上問題がありますので、今後、気をつけていただきたいと思います。これで最後の質問ということでお願いしたいと思います。

○高木委員

最後の質問ということになりますので、済みません。

この犬の門に張る狂犬病注射済みというシールは防犯にもとても役立つということをお聞きしておりますので、ぜひとも来年度、また復活していただきたいと思います。刈谷市、豊田市と言われましたけれども、全国を見てみましても、シール、ワッペンが使われているところも多々ありますし、それに対する張り方も、最初に登録するとちよっ

と大きなシールがありまして、来年、そこからは小さなシールで、本当にコストがかからないというような形もありますので、何とか工夫していただきたいと思います。

失礼しました。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号について、挙手により採決します。

議案第42号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第42号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第9号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○三浦委員

それでは、陳情第9号につきまして、意見のほうを述べさせていただきます。

今回の東日本の大震災におきましては、人、住居だけでなく、多くの中小企業の方たちにも大きな被害を引き起こしました。被災地における工場や商店などの復活が待たれるところであります。



こういった状況において、当然、政府の支援が必至となります。今回、この陳情では、労働者や中小企業者の支援をとということもあります。

しかし、雇用創出と賃金確保が必至であります。最低賃金におきましては、毎年改正の陳情がでておりますが、少しずつ改正がされております。今回も最賃1,000円にということでございますが、現状の経済状況を見たとき、不可能な単価と思われるます。

愛知県では、最賃は745円であります。一気に上げるのはなかなか難しいと思われまます。また、中小企業支援策の拡大と下請取引適正化のための制度改善、労働者の雇用維持と安定雇用の創出は政府の責任と思っております。

まとめとしましては、最賃1,000円にという最低賃金法の抜本改正には現状では賛同できず、本陳情につきましては不採択をお願いいたします。

○水野委員長

ほかに御意見はありませんか。

○高木委員

働いても生活保護相当の収入さえ得られないワーキングプア、働く貧困層が社会問題となっております。愛知県では最低賃金745円にとどまり、全国平均は730円です。愛知県は若干高いように思われますが、この賃金で中小企業でフルタイムで働いても多くの収入は望めません。年収200万円ぐらい相当の労働者が増加していることの現実を見て、最低賃金法の抜本的な見直しは早急に必要と思われまます。最低賃金法、地域別のほか、職業別からも見直しが必要と思われまます。介護職員の賃金が看護師と同様になれば、介護福祉士、社会福祉士などの介護職員不足にはならないと思われまます。

また、平成23年度4月に出された中小企業支援は、被災された東日本の企業に伴い、トヨタ自動車などの大企業はもとより、中小企業への支援策の拡充をし、経済経過を整え、労働者の雇用維持、安定雇用を早急に改善していただきたいと思われまます。働く人の生活費を考慮し、働く人が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう最

低賃金法の抜本的な改正を願われまます。

労働基準法第1条を重んじ、暮らしが成り立つ賃金を確保できるように、雇用の維持と安定雇用をしてほしいと強く思われまます。

よって、最低賃金の抜本改正、中小企業支援策の拡充、雇用維持と安定雇用を望み、この陳情に賛成いたします。

○水野委員長

ほかに御意見はありませんか。

○中島委員

日本共産党としてもこれは賛成の立場で意見を申し上げたいというふうに思われまます。

ワーキングプアということが言われて本当に久しくなってきました。年収が200万円以下という人たちが大変多いと。これが非正規の方たちの水準というふうに言われているわけでありまます。

逆算していきますと、例えば時給1,000円で8時間働いて月20日働くと、こういう形で計算をしてみましても200万円に届かないぐらいなんです。そのぐらい1,000円という最低賃金というのは高くないものであるということを経算上明らかにしなければならぬというふうに思われまます。

月十五、六万円稼ぐのに、この1,000円が必要ということですよ、20日働くとすればですよ。ですから、この水準というものがどんなに劣悪なのかということを見れば、決して高過ぎるものではない。1,000円というのは本当に最低、最低という、私は計算上も言えるというふうに思われまます。十五、六万円の収入で家賃が4万円、また、水光熱費等を含めて7万、8万というふうになっていきますと、可処分所得、食べたりする、そして衣料を買う、そういうものは本当に限られた5万円程度しかあとは残らない。それで、なぜあしたの労働意欲がわくのでしょうかというふうに言いたいと思われまます。

賃金というものは、労働の再生産、その方があしたもまた元気に働くぞという再生産のエネルギーのもと、そして、社会的にいったら、その方が結婚をして子供を産んで、社会を再生産していくエネルギーのもと、これが給料であるという考え

方をしなければならない。その日食べていければいいというものではなく、再生産が必要である。労働者がふえていって、労働者がまた子供、孫というふうにつながっていく再生産、こういうものを考えた上で言いますと、1,000円というのでも本当にかつかつ、再生産できる金額ではまだない、そのぐらいの最低のものであるという、そういう認識を持つならば、現在の最賃がどれほど安いものかということがわかるのではないのでしょうか。

ここに低賃金の改善というものがどういう効果があるのかということも陳情者が述べておられます。転職というものを余りしなくなって仕事の質が向上する。また、新しい採用を繰り返すということによる研修コストが要らなくなる。生活保護の抑制になる。そして、社会保険料の支払いの担い手になるということで、社会保障を支える担い手にもなるということで、しっかり生活を支える賃金というものが非常に大きな効果が得られるんだということも述べられておりますが、まさにそのとおり。

中小企業に対する支援策、今回の補正予算でも出ております。今、緊急に必要なテーマとなっているというふうに思います。中小企業が賃金が上がってくるとやっていけないだろうという心配もいつもされるわけですが、中小企業支援策はそれはそれでやっていかなきゃならない。両方相まって、やはり雇用を安定させる、仕事も安定させる、こういう立場が必要ではないかということをお思いますので、この陳情に対してはぜひ国に意見を上げていこうではありませんか。

以上です。

○杉山委員

この最低賃金法というのは、昭和34年4月15日に制定されて、また、平成20年5月に最終改正されておりますけれども、賃金の低劣な労働者に対する最低額を保証することによって労働条件の改善を図って、労働者の生活の安定、また、労働力の質的向上及び事業の公正な競争を確保するとともに国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとあります。

今、東日本の震災により職をなくされた方、また、これよっての生活不安をされている方、また、職をなくされた方も含めて、本当に今、大変な思いでの生活の方がいらっしゃいます。ここにもありますように、健全な発展の中での労働者の生活の安定ということをお考えましても、地域格差、また、中小企業での生活の面も含めて、いろいろな格差のあるこの賃金に対しまして、この陳情者のすべての趣旨の部分で、ワーキングプアの根絶、また、地域格差の是正を図るとともに最賃1,000円と全国最低賃金の制度を実現するこの改正法を抜本的に行ってほしいということ、そして、この中小企業支援策の拡充と下請取引適正化のための制度改善を実施し、まともな単価での公正取引が行われること等々、3点、意見書として出されております。

趣旨として、本当にこの思いに立たされる部分でもございますし、また、抜本的な改正をしていかななくてはいけないという部分があります。最賃1,000円というのは適当なのかどうか、昨年もこの陳情が出されたというふうにお聞きしておりますけれども、これも含めて、意見としては思いとして出していいのではないかとということで賛成とさせていただきます。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第9号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第9号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第9号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第10号 労働者派遣法の抜本改正を求める

意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○中島委員

賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

労働者派遣法の抜本改正、これを求める意見書であります。

この問題の大きな契機になったのが、ネットカフェで寝過ごし暮らしながら、その日その日に入ってくる仕事を待つ。そして、迎えに来たバスに乗って仕事につき、またネットカフェで次の仕事を待つというような労働者の派遣というものが非常に横行していたという問題がセンセーショナルに報道もされたのが記憶に新しいというふうに思います。まるで人間看板方式というふうに言われる扱い方、ここに書いてありますような雇用調整弁という形で労働者をうまく上手に安く使う、これが労働者の派遣だったわけでありまして。その派遣について、そういうあり方についてはいかにも非人間的ではないかということで議論になり、この見直しというものが国会でもテーマになり議論が進みました。一応進んできました。労働者の登録型の派遣を原則に禁止、ネットカフェの今の話の登録している方にきょう仕事があるよと呼び出すような登録型の禁止というものが盛り込まれました。しかし、専門26業務等は例外とするということで、大変な例外規定があるために、実質的には変わらないような自体が続いている。それから、製造業務派遣の原則禁止、日雇い派遣の原則禁止、こういうようなことが規制の強化ということで法律の中では議論がされ、提案もされてきたわけでありましてけれども、これが1年先、3年先、さまざまな条件のもとですぐさま解決できないというような生ぬるいものであるわけでありまして。ですから、雇用状況というものも本当に変わっていないし、また、今日では、そういう派遣切りをされた皆さんは二度ともう派遣で働きたくないと言って、逆に現在もそういう仕事がないからということで生活保護になっている方も現実にはいます。もう派遣には戻りたくないというぐらいの。だから、もっともっと、派遣であっても人間らしい働き方

ができるようなルールをしっかりと国が規制する、そういうことによって、そういう形の派遣でも生活ができるんだと、安定できるんだと、そういうものになればいいかというふうに思うんですね。派遣でも、何でもかんでも派遣ではだめですよということも一応規制をし始めておりますが、これを徹底してこれを抜本的な改正をしていただきたいというのが私も強い願いを持っております。そして、使い回しに労働者を安く扱う企業に対しても、やはりその辺はルールを持って、失業者を安易に出さないような、そういう雇用形態を行うように企業に対しても指導をすべきだと、こういうふうに思います。

この陳情者の意向は、そのまま私は賛同いたします。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○高木委員

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書、賛成の意見として述べさせていただきます。

日雇いという言葉で、日雇いなんていう言葉は、前、余り私は聞いたことがなかったんですけども、日雇い派遣で働く若者が注目を浴びたのは、いろいろなニュースで取りざたされるニュースもいろいろいいニュースではなく、何か犯罪というのが目立ったように思います。派遣業者の違法が明るみにそのころから出てきまして、規制強化のために法改正が検討されるようになりました。しかし、なお現在も偽装請負という言葉が問題になることも多いようです。そして、派遣法で派遣されている人たちが死にたくないが死なないと、雇用に関する悩みで自殺をされる方も多いということで、本当に労働派遣法の抜本的な改正が必要と思われまして。派遣社員は派遣会社に雇われて、職場に行くんですけども、そこで極めて不安定な立場であります。その会社、一生懸命働きましても、時が来れば、派遣の期限が来ましてということで解雇となるわけです。本人は十分働く意欲があっても解雇となる。労働派遣法を抜本的に見直して、い

つ派遣切りになるか、いつ解雇になるかと精神的に不安定なそんな若者をつくってはならないように思います。若者と言わず、すべての働きたいという人がそのような気持ちであってはいけないと思います。早急な改正を望みます。不景気の今に合った労働派遣法のあり方を自治体全体がこの現状を考え、幅広い議論を望みます。抜本的な改正を願い、この陳情に賛成いたします。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○石川委員

労働派遣法について私は不採択でお願いしたいと思います。

確かに派遣ということに関しましては、派遣業者、そして、また、派遣を受け入れる工業会、会社というものがあるわけなんです、その中で、派遣の会社に登録をして勤め先へ行くという形がありますが、これの発生した歴史というのは、非常にいろんな形で今までにもあったわけでありまして、いろいろな歴史がありまして、今までいろいろな形があったわけでありまして、ひとえに派遣会社というものができてきたというのは、昔、簡単なことを言いますと、ほとんど毎日、毎日労働者を連れて行って、その日にお金を払っていたというんですが、その形態が進んできて、今は派遣会社があって、勤め先があるということでありまして、この根底にはいろんな意見もありまして、企業が終身雇用制でなくなったということ。また、勤める人も終身そこにおりたくない、おりたくないと言ったら語弊がありますが、ずっと定着しないというような現状から、なかなかこの経済活動、生産活動ができない状況にあるわけでありまして、

今、国会で改正法が議論されているということ。これはどんどん議論して、確かにそういう方々にも、私から言いますと、ちょっと極端なニュースがよく流れるんですが、そういう本当に惨めな思いにならないような形のものにはセーフティネットという形でいろいろなものがあるわけでありまして、

そして、また、ここに陳情者の方が出ておりますが、財界と大企業に厳しく指導をとということで

ありますけれども、やはり自由競争の日本でありますから、大企業、大企業ということを盛んに言われるわけですが、大企業なくして日本の経済もなくなるわけですから、そこら辺のところの調和は非常に大切なことだと思います。

そして、国会では、いろんな実態、いろんなことを検討していただく、審議していただくというのは大切なことではありますが、まだ審議の途中でもありますし、やはりその動向等を見守るということでいいと思います。そう早くからこちらからこのことを、中身をわからんままに出すということも必要ないのではないかと思います、私は不採択であります。

○水野委員長

ほかに意見はありませんか。発言をお願いします。

○杉山委員

派遣というのは、多様な働き方を可能にする一方で、雇用が不安定ということで、働いていても貧困から免れないというワーキングプアができた温床というふうにも問題化されました。

改正案の内容についてもいろいろとあるわけですが、非正規雇用から正規雇用への転換を企業に促すことを目的としていますが、今のような長引く不況の中での企業というのは、なかなか正社員を雇う余裕がないと、そういったことで、厚生労働省が平成20年の調査によりますと、202万人いた派遣社員のうち44万人が規制の対象となるということ。それから、また、民間企業のリクルートワークスによりますと、正常の派遣業者が登録型から派遣になると、原則禁止になった場合には18万人が失職するおそれがあるという試算が出ております。

でも、やはり豊かな国民生活と幸せな家庭というのは、健全な職場が生まれているから確立されるということはあるというふうに思います。そういった意味で、本当にこの派遣法の改正についてはこの意見書にもあるように、労働者派遣法の抜本改正を求める意見というものに対する陳情はそのままいただけるわけですが、意見書の

中身の2点目、今、石川議員が言われましたけれども、財界と大企業に厳しく指導を働きかけていただくこと、同時に、すべての失業者を対象とした給付制度を確立するとともに、地域開発、仕事づくりの対策を抜本的に強化していただくこと。やはり仕事づくりの強化というのはもう一番大事な部分だと思います。そして、この言葉の部分だけをとっていくわけではありませんけれども、すべての失業者という部分も含めて、意図するところと言葉というところがちょっと違って来るかもわかりませんが、趣旨というところの部分では賛成を持っております。ですから、今のところの言葉の部分というのは修正がきくんでしょうか。そういった意味での趣旨に採択ということでお願いします。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第10号について、採択することに賛成の委員は举手願います。

(賛成者举手)

○水野委員長

举手少数です。

次に、陳情第10号について、不採択することに賛成の委員は举手願います。

(賛成者举手)

○水野委員長

举手多数です。したがって、陳情第10号 労働者派遣法の抜本改正を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第11号 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現およびパート労働法の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○高木委員

すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現及びパート労働法の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情に、特に私の場合は、1番のほうのパートタイム労働法を改定し、パー

ト・労働者の雇用の安定、均等待遇を実現することに特に意見書として賛成をします。

公務職場にも適用するという事になっていますけれども、その部分につきましては、いささか内容的にはまだまだ検討するところがあるかなというふうに思いました。

パート、アルバイト、派遣、契約といった非正規労働者の割合が各年齢、男女で上昇しており、65歳以上の高齢者、特に男性の非正規雇用が高くなってきましたが、これは、定年後、嘱託や顧問として継続雇用されている割合が高くなっていると考えられるということです。

しかし、私たち女性にとりまして、夏休み、年末年始、慶弔の休暇、生理休暇とかは、交通費の支給まで、パート、臨時労働者は正規労働者と差別されています。均等待遇とは余りにもかけ離れています。女性はアルバイトの多い若年層から25歳、34歳になると正社員となって受け入れてもらうことが割にありますけれども、35歳から49歳の平均以上のパート率が高まっていることが現状です。アルバイトから正社員になる確率よりも、またパートになってしまうと。パートとアルバイトの差というのは何があるかなというふうに思いますと、年齢的なことで、中身は余り変わらないということでした。正社員だからといって決めず、やはり均等待遇で働く意欲を高めてほしいなということを常々思っております。

1993年、平成5年ですけれども、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、パートタイム労働法が制定されました。この法律に基づき、事業主が講ずるべき短時間労働者の雇用管理の改善のための措置に関する指針が定められていましたが、その内容は努力義務、やっていますよ、努力しますよという言葉で、制定後11年がたちましたけれども、余り前進は見られません。パートタイムの待遇がやはり正社員に少しでも近づくように、パートタイムでも有給というものもあると聞いておりますので、その辺のところをよろしく改善していただけたらと思います。

よって、この陳情にすべてとは言いませんけれ

ども、ぜひとも改善、均等待遇になりますよう賛成いたします。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○杉原委員

陳情第11号につきまして反対の立場で意見を述べさせていただきます。

働く者の権利を守り、住民の安心・安全を守ることは国家、地方自治の責務であることは当然であると考えております。しかし、日本の経済を支えているのは大多数が中小企業、零細であります。もちろん、雇用主の責任として、正社員同様、パート、アルバイトの生活を守りたいことは十分であると認識しております。しかし、現状の我が国の置かれている経済状況、社会状況は非常に厳しい現実であり、労働条件などについて基本的には労使間で決定されるべきものであると考えます。

したがいまして、陳情第11号につきましては不採択でお願いしたいと思います。

以上です。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○中島委員

パートタイム、これはアルバイトの方も含めて、部分的に働くという意味ではパートタイムということ。嘱託であったり、さまざまな働き方がありますが、正規の時間帯で働かない人すべてをこのパート労働法では対象としていると、こういうことであります。

今、パートで働く方がふえている。派遣もふえていますけれども、パートで働く方もふえて、そういったある意味の不安定雇用の方が本当に急増しているというのが昨今の状況であります。

私のところも保育園をやっている、お母さんが働いているので、正規かなと思ったら、実はパートなのよと。そういうパートもあるのねというぐらいに、本当にさまざまなパートで給料も安く、ボーナスもなくというような条件で働いていらっしゃる方が多く、そういう方たちが今の企業を支えているんだなということをつくづく思います。

その人の多さというのはすごくどんどん広がっている。その人たちを粗末に扱っては労働そのものが安定できないという、先ほどの最低賃金の問題と同じであります。このパート労働というものをやはり質のいいものにしていくという、そのことが大事になっていると思います。

それこそ、海外、ヨーロッパ等では、パートで働くというのも正規で働くというのもその方の選択ということで、生活を支える働きには全く変わらないということで、均等待遇というものが原則的に守られているというのが常識になっているし、ILOのほうでも、そういったものを日本でも批准しなさいよということを求めているわけでありまして。だから、日本の雇用のあり方がやはり世界的に見ると大変ゆがんでいるなということを広い視野で見ると思うわけでありまして。

安く使う、好きなときだけ使うというようなこと、それで支えられている経済というようなこの関係、現実にあると思います。しかし、パートの方、非正規の方、こういう方々の本当に最低の権利というものをしっかり守る、最低の均等雇用というものを守る、そういう範囲でしか、まだまだ求められている方たちの水準だってそこなんですよ。もう少しきちっとしてくださいよと、こういうことを言っているわけです。

改正パートタイム労働法が平成20年4月に施行されて、労働者の、先ほどありましたように、努力義務だよというような形で、さまざまなことが言われておりますけれども、まだまだそれが十分に現実に確保されたものにはなっていないということを思います。詳しくは述べませんが、そういう中で、やはりそういった意識をしっかりと広めるためにも、このパート労働法の改正というものをきっちり行っていかなければならないと思います。

知立市もパートの方をたくさん雇っているわけでありまして。知立市の場合も、必ずしも均等というふうには言えないかもわかりませんが、時給という意味では大分努力をさせていただいて、940円という時給でやって、それから有給も当然対象と

して与える、これを原則にしてやっていたらしゃると、こういうことで、率先して、労働基準法にこれは決められていますから、パートの方の権利も同じように労働基準法で認められている、その部分については知立市としてもしっかりやっていたというふうには思いますが、改めてパートを多く雇っている、そういう企業についてはしっかりこの辺の認識を持っていただいて、待遇改善を図っていただきたいということを強く願っておりますので、賛成といたします。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○杉山委員

今、日本経済の企業を支えているのがパートタイムの方々であろうとかというふうに思います。そういった意味で、この陳情者のまとめていらっしゃる、すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現及びパート労働法の公務職場への適用を求める意見書を求める陳情書という形で出されております。

先ほどからのお話があったとおり、このパートタイム労働法が改正されたわけですが、それでもまだまだ企業格差もありますでしょうし、そういった意味では、多くがまだまだ満たされていないのも現状かというふうに思います。

先ほど高木委員もおっしゃいましたが、この2点の趣旨の中の個々の文言も少し感じるところはございますけれども、対応の部分で、やはりパートの方々の待遇の均等である部分についての実現ということに対しての陳情書に対して賛成とさせていただきます。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第11号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第11号について、不採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第11号 すべてのパート・非正規労働者の均等待遇の実現およびパート労働法の公務職場への適用を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

ここで1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時07分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第12号 新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るため意見書の提出を求める陳情に対して賛成の立場で述べさせていただきます。

近年は、高校、大学の新卒者の就職先の確保が困難で、若者が非正規雇用となり、それゆえ、低所得、雇用不安で、人間不信を生み、将来への制約となり、また、少子化の大きな要因となっていることがしばしば指摘されています。

ここ知立市におきまして、知立高校は非常に就職率がいいと聞きましたけれども、我が娘、今、大学4年生ですが、やはりなかなか就職が決まらないということで、毎日、悩んでいるような顔をしています。

昨年度は大卒の就職内定率が低下し、平成22年12月1日時点で就職内定率が68.8%と、調査が始まった1996年以降、最低となったと言われております。文部科学省と厚生労働省の調査でこのようなことが言われ、この現実初めてで7割を下回り、今年度はどんなふうになるのかと、厳しい超就職氷河期に入っていると改めて言われています。ましてや、東日本大震災があり、なお、まだこの状況が厳しく、来年度はまた厳しくなると新聞紙上

で言われております。

学生は大学3年生から就職活動をしておりまして、先に就職が決まった人は、大学の調査によると、すぐにまた会社をやめてしまうという。何か大学生は就職のために大学に行くのか、高校生はやはり高校へ行くのは就職のためなのかと。この辺は文科省のかかるところだと思いますけれども、本当に失業者の雇用を積極的に進めていただき、東日本の復興のためにも多くの責任のある立場で若い人を就職させ、人間不信を生まないように、将来明るい就職先が確保できますよう、雇用確保を図るためにこの陳情に賛成したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○川合委員

それでは、陳情12号につきまして意見を述べさせていただきます。

こちらの陳情につきましては、全体的な趣旨につきましては、非常に賛同する面が多くて理解を示すところであります。リーマンショック以来の景気の低迷がやっと回復の兆しが見え始めたところへ大きな災害がやってきて、東日本を初め、それに関係する企業等が、日本全国が大きな痛手をこうむっているわけでございます。

そこで、今回の陳情におきましては、雇用という面が非常にポイントになっておりまして、雇用の創出、若年層の雇用を安定させるための陳情かというふうに承るわけでございます。

今、日本の失業のパーセントでいきますと、若年層の20歳から24歳の若年層が10%の失業率ということになっております。日本全国では5%、各年代全部平均すると5%ということなので、若年層の方が今から一生懸命働かないかんと、大学を出て、さあ、やろうと思ったときに、雇用してくれるところがないという、非常に深刻な雇用情勢になっているわけでありまして。さらに震災におきまして、雇用の門もさらに狭められて、雇用する側のほうも非常に大変、だから、その先にある働く職場を求めている人はさらに大変という、こん

なふうな順番になっておると感じるわけでございます。

雇用問題というのは、イコール雇用を創出するということがまず一番の根本にあるわけでありまして、やはり給料問題やら雇用の機会をふやすということは、まさしく企業再生、復興、そして、たくさん雇用の生む努力が必要なわけでございます。行政としまして何をやらないかかということは、やはり大きな被災を受けた企業を再建させる、また、地域の再建、復旧を促進させるための施策、その中で生まれる雇用、これが今の現状では求められるものだと思っております。

そこで、陳情の4項目がありまして、中小企業の育成、地域活性化を中心に据えた雇用拡大を図る。これはまさにそのとおりだと思うわけでございます。

それから、震災復興事業を公的な事業として、雇用の場を確保する。雇用を確保するという意味で、行政、公がすべきことは、ここに書いてあることは外れてはいないと思うんですが、私、個人的な考えとしましては、そのための制度を設計したり方針をつくっていくことが公の仕事だというふうに認識しております。そこにダイレクトに雇用をとといいますか、人を雇い込むのも一つの手法ではあります。そういう方針や制度設計をしていく、施策を打っていくというのが公の仕事だと思っておりますので、若干ここにニュアンス的な差異を感じるところがあるわけでございます。

それから、企業に労働者を積極的に雇い入れ、雇用の拡大を図ることを指導すること。これも同じですね。これは指導するということ、やはり雇え、雇えと言うことだけではなくて、全体的なその地域、行政としてやるべき仕事をどのように復興させていくかということを決めていくという、全体的な地域の持っている要望をマネジメントして雇用を出していくというふうに私は理解しております。

雇用の促進につきましては、非常に趣旨を理解するわけでございますが、公務員労働者の削減をやめ、復興及び国民の暮らしを守るための必要な



人員を確保することとありますが、必要な人員を確保すること、これは当然大事なことでありますが、今回のこういう非常に深刻な問題の中で、同時に、公務員労働者の削減をやめるというテーマとダイレクトに対峙するということはいささかちょっと問題を感じまして、趣旨には賛同いたしますが、今回は不採択の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○中島委員

本当に就職が困難な若者がいっぱいいるというのが今日の社会問題になっているのは本当に許しがたい状況だ、憂うべき状況だというふうに思っております。あすの社会を担う若者が生き生きと働けない。これは社会的な責任で何とかしなければならぬと、そういう気持ちであります。

今回、ここでは、新たにこういうところに雇用をとということの積極的な提案が織り込まれているというふうに考えております。特に、震災の復興事業、東北の地方が本当に更地になってしまった。今からまちづくりをやっていく、道路もつくる、鉄道もつくり直す、また住宅、さまざまな事業が復興の中で求められるという、こういうことで、大きな意味では雇用をそこでしっかりと確保していただく先としても大事なことでないかというふうに思います。

公的事業としてという、今、川合委員がマネジメントだけでいいよという話があったわけですが、それも含めて、やはり公的にこここのところをきちんと雇用の場を確保するんだというような位置づけで、私はこれを検討してもらえばいいことであるというふうに思います。もっともそのところが今回の提起されるべくことではないかというふうに思います。

企業の労働者の積極的な雇入れという意味、どこまで積極的にできるかということ、もちろん景気との関係でございますが、ワークシェアリングということをしつかりと取り込みながら、

残った人の残業が大変だというような状況がこの間もあります。人は減らして、残業で、ひょっとしたらうちのお父さん、倒れるんじゃないかというような状況が裏面であるんですね。ついこの間うちの町内の方がほとんど過労死でしたね。四十ちよつとの方がトヨタ系の方が亡くなられたんですけれども、本当に疲れた様子で働いていたということを奥さんが言ってみえたんですけれども、これだけ雇用の場がないと言いながら、残った労働者は非常に過労な仕事をやらせられているということも現実にあるわけでありまして、企業との関係でいいますと、そういう意味では、そこまでの長時間過密労働をなくして、ワークシェアリングでもう少し新しい人材を、仕事のない方をそこに雇い入れていただく。そういう指導がやっぱり必要ではないかというふうに思います。これは国の仕事、市ではやれない仕事ですので、国の労働政策の中でワークシェアリングということをもう少し観点を置いた指導がされるということが私は望ましいというふうに特に思います。

公務員の場合も、削減ありきで当市もやっているわけではないとは思いますが、パート、嘱託がこれまでもどんどんふえてきたという、こういう状況にあつて、人件費削減というのはいつの議会でも言われるわけでありまして、若者がパートでずっとというような働き方はやはり公的な責任としては問題がありますので、やはり雇入れという点もバランスよくやっていただきたいというふうに感じております。これは国にあてるものということで、大きな公務員の話でありますけれども、企業、公務員、この働き方ということについても基本的に今の雇用拡大との関係でもう一度検討してもらいたいということを私は願って、この意見書の採択に賛同いたします。

○水野委員長

ほかに意見はありませんか。

○杉山委員

新卒者の就職の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書に対しての意見を述べさせていただきます。

私も、一般質問の中で若者の就職問題について質問させていただきました。新卒を含め多くの若者の方がなかなか就職先がないということでの悩みの質問でございました。

そういった意味からして、本当に今、労働条件も含めてなかなか就職先がないということでのこちらの意見書にもありますように、積極的に雇用拡大を図っていただきたいという部分の趣旨、そして、東日本の大震災の復興に当たっての雇用の拡大を図るという、そういった部分での意見書があります。

感じるところもありますけれども、一番に新卒者の就職先の確保という、そういった思いの部分で、こちらの趣旨の部分で賛成とさせていただきます。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第12号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第12号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第12号 新卒者の就職先の確保、失業者の雇用確保を図るための意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第13号 農業を破壊し、日本の食料主権を放棄、地域経済を破壊するTPP参加に反対する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○三浦委員

それでは、今回の陳情第13号について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

TPPは昨年12月に菅首相が平成の開国を目指すとして参加を表明しました。しかし、現在は協議中であり、太平洋周辺の国々の中で貿易を完

全自由化にしようとする国際協定であります。

TPPに参加した場合、製品の輸出がふえることで国内総生産を3.2兆円引き上げると言われています。

また、一方では、農業団体が農産物の関税が撤廃され国内の農業が破滅するとし、強く反対を示しております。日本の将来を左右する大きな問題だと思います。政府も協定参加を見送っている今、早急に判断すべきではないと思います。まだまだ国民の意見を広く聞くとともに、十分な議論が必要と思ひ、今回のTPPに参加を断念するという陳情に対しましては不採択でお願いします。

○水野委員長

ほかに意見はありませんか。

○中島委員

今回の陳情は、2項目出ております。食料主権を放棄し、地域経済を破壊するTPP参加を断念することと、早急な結論を出すことをやめ、公聴会やシンポジウムなど国民的な議論を起すこと、この二つであります。ただいまの三浦委員の発言でいえば、この2番のことも押さえてある、こういうものである、やはりこれについては賛同いただきたいなということを私は初めに、今、感想として思いました。

もちろん、第1問目の主権の問題があります。今、TPPのこの問題については、関税を全廃するという原則として、太平洋経済連携協定という形で参加しようという動きに対して、農協等も大きな反対運動を行って、JAあいちも、また農業委員会もこぞって反対署名を集めたということでもあります。そして、意見書は39道府県が採択をしていると、47のうち39が採択をして待ったをかけていると、こういう状況にあることをかんがみても、やはり拙速に進めてはいけないという声は大きく上げていかなきゃならないんじゃないかというふうに思います。

TPP参加による経済効果、今、内閣府の数字を三浦委員が示されました。効果として2.4兆円から3.2兆円の増加があると。しかし、農水省は11.6兆円の損失があると。雇用でいうならば340

万人の減だというようなことで、日本経済全体にとっても、また失業者をふやしてしまうという意味でも大変な問題であるということも数字として出されております。

農業自給率というものが40%でも世界水準からいったら大きく水準を下げている数字、これが13%程度になってしまうのではないかということが言われているわけであります。世界では飢餓をするという国も出ている中で、どんどん日本が力があるのにその力を捨てて、農業を捨てていくということになっては大変だと。まさに日本の独立国家としての主権の確保も困難になるのではないかというぐらい農業の自給率というものは大事なものであるということで、特にこの点からの反対の声が国民的にも広がっているというふうに認識をしております。

菅総理が言った平成の開国、アジアの成長を取り込みたい、こういうことを言うておりました。アジア太平洋地域全体の自由な貿易を進めたいと、こういうことを言うて、それが日本の発展だということを書いてみるわけですけども、このTPPには中国も韓国もインドネシアもタイも一線を画すという姿勢もとっているわけで、現在、9カ国が参加について考えているということでありまして、9カ国のうち、現在、既にTPPで参加している国は4カ国ありまして、その4カ国はもう既に日本とはFTAで協定を結んでいる相手であります。新たにTPPをやっても変わらないというような仲間なんですね。新たに追加される5カ国、日本を含めて5カ国という話ですが、もう主にGDPからいいますと、アメリカが64%を含めるぐらいに、アメリカのためにこれが開放されるというようなバランスが言われているわけでありまして。アメリカが強くこれを望んで、アメリカの自由貿易を他の国々に受け入れてもらいたいという大きな流れというものが大変強く出ている問題で、もう少しこれは日本のためにどうなのかという影響についてしっかり見きわめていかないと大変なことになってしまうのではないかと。

すべてのものが関税ゼロということになってし

まうと、本当に人もものも農業も、そういったものもすべて関税ゼロというふうになった場合の日本経済が一体どうになってしまうのかという重大問題として、やはりこれを早急に進めてしまうということは本当に禍根を残すということで、ちょっと待ったをかけなければならないという思いであります。

そういった意味では、何らかの形で拙速性を戒める意見書でも何とかならないかというふうにも思います。この陳情そのものに私は賛同するものであります。もし最大限ここまでというような話があれば、改めて議員提出議案で出してもいいのではないかというぐらい重要な問題だと認識しております。

以上です。

○水野委員長

ほかに御意見、ありませんでしょうか。発言をお願いします。

○高木委員

この問題、日本はブランド力があるということで、TPPに参加してもこれはチャンスというふうに思ってみえた時期もありました。海外の富裕層に日本のものは安全だということで、積極的に考えようという農家もありました。

しかし、福島原発の地震による影響から風評被害で日本のブランド力が低下してまいりまして、平成23年6月1日、経済省が統計を出しています。その中では、もう日本のブランド力は一気に落ちております。もしここでTPPの参加国となり、自由貿易となれば、国外へ輸出するものや国内へ輸入するものすべてが関税がなくなるということで、メリットのようにも思えますが、私たち消費者にとってはメリットが大きいのかな、安く手に入るかなという気がしますが、国内生産品が減少してしまい、野菜などの安全性が問われます。健康のことを非常に重んじる日本人にとっては、スーパーへ行って果たして日本のものが買えなくなるということは、本当にどういうことになってしまうかなと心配されます。

東日本大震災の今、TPPに参加すれば、この

国の農家が今、大打撃を受けている、そんな中で、またT P Pに参加することで野菜がどっと入ってくるということになりますと、本当に農家の生きるということはどうなっていくんだろうかということ、とても懸念されますので、農業に従事されている人々の生存を侵すこととなってきます。農業の従事者の人たちの意見を、私たちよりも農業を支えている人たちの意見を十分に聞き、早急な結論を出すことはやめ、本当に慎重に慎重に進めていってほしいものですから、この陳情は賛成します。

○水野委員長

ほかに意見はありませんか。

○杉山委員

このT P P参加に対しましては、まだまだ国民にどのようなメリットがあるのかということも現段階では不明な点多々あると思います。るるお話がありましたように、日本の国内の農業の抜本的な改革というのもまだ着手していかなくてはいけない部分もあるかというふうに思います。この意見書の中での、早急な結論を出すことをやめ、公聴会、シンポジウムなど国民的な議論を起こすということも重要かというふうに思います。

今回の意見書に対しては賛成とさせていただきます。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第13号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第13号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第13号 農業を破壊し、日本の食料主権を放棄、地域経済を破壊するT P P参加に反対する意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しまし

た。

陳情第14号 原子力発電の推進をやめ、エネルギー政策の転換を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○石川委員

陳情14号、原子力発電の推進をやめ、エネルギー政策の転換を求める意見書ということで、これだけのタイトルならば本当にそのとおりであります。推進をすぐにやめろという拙速なことはまだ考えるべきではないと思います。日本においては、本当に技術力というものにおいては、原子力の発電というのは世界でも最たるものであって、非常に安全なのがつくられておるということを専門家の意見で聞いておりますし、書物にもそのように書いてあります。

ただし、そこに天災といえますか、災害があると。地震国であるということでありまして、それについての備えがいま一步甘かったと。一番最初、発生したときには想定外という言葉で政府の方々も言っておられました。想定外ということは、なかなか災害に関しては当てはまらない。しかし、ある程度の想定をしながらいろんなことに対策を練らなくてはならないわけでありまして。

それと、もう一点、確かにいろんな側面がありまして、原発がだめになって放射能が出たと、その面からいけば直ちにやめろという気持ちは、これはまだそれでわかるわけでありまして、これは国の根幹たるエネルギーの政策でありますので、じゃ、直ちにやめようかということになると、これは今でも、この夏に対して電力がこれで間に合うのかということでありまして。それぞれの家庭においては節電ということで協力できるわけでありまして、その中で一番大事な被災地の再興、復旧、そのためには経済を何とか再生させねばならない。陳情者は前のところでそういうようなことを言っております。日本の再生をとということでありまして、根本たるエネルギー政策をしっかりとやらなければ、日本の再生なんてあり得ません。電力不足のまま、このままでもいいのかということが問われ

るのではないかなと思います。

あと、いろいろと専門家の方々がこれからいろいろな力を発揮し、あるいは、会議などをしながらこれから政策が打ち出されると思いますが、拙速に、今、すべてをとめてしまえということにはとても賛同できませんし、また、それが国のほうでもいろいろ議論されているところでもありますので、その動向を見守るということで、今回は不採択でお願いいたします。

○水野委員長

ほかに発言はありませんか。お願いします。

○中島委員

この福島原発事故を受けて、すべてと言っていい国民がこの原発の問題に関心を持ち、今までの安全神話が間違っていたんだという反省をし、新たな自然エネルギーを求める世論が広がっている。このことはだれもが認めるところではないでしょうか。

イタリアがつい先日、国民投票を行って、福島原発事故を受けて、二度とイタリアでは原発の政策に戻ることはしないようにしようという国民投票。これが九十何%、ほとんどの方が原発はもうやめようという結論を出されるという、世界はそのように日本を見ているわけでありました。

拙速にすぐやめようというふうなことを求めているわけではなく、まずは推進をやめようということでありました。きょうも新聞に載っておりましたけれども、廃炉するにも廃炉のための法律が整備されていないことがわかったと。簡単に廃炉もできないというような非常に大きな欠陥を抱えて、今、原発がやられてきたということも明らかになっております。廃炉するにも何十年もかかる、危険物質を排除していくのにはもっともっと時間がかかるというようなことで、即やめようということもできないし、そういう危険物であるならばもう推進はやめようということで、まず一致できるかどうかですね。ここのところが非常に大事なことだというふうに思います。

核はウランから燃料を求めて、核燃料を使ってやるんだけど、それをやめるにも放射能がいつま

でも出てくる。冷やし続けなければいつまでも影響が広がるという大変なものであるということで、改めて今回の事故が教えてくれたわけでありまして、けれども、プルトニウム利用の核燃料サイクル政策中止、このことを言っておりますが、六ヶ所村にある工場についても、燃え残りのウランをそこからプルトニウムを取り出してもう一回再生して使っていく、そして、残ったかす、これは死の灰でありますけれども、これはガラスで固化して頑丈な入れ物に入れて、地下何百メートルというところに埋めなきゃならない、大変なことをやろうとしているわけだけど、これも全然、失敗に失敗を積み重ねて、何年も何年もこれが稼働していないという状況でありますから、もう私は、本会議で市長も答弁されたんですね、安全性を確保するためのコストはどれほどかかるだろうかと。日本共産党も安全ならばいいと言っているんですよ。だけど、安全ならばという仮定が今では全く見えていない。そして、お金がかかる。安全性を確保するためのコストが膨大なものである。事故を起こしたらその処理にまた膨大なお金を今かけている。こういう状況の中でありましたので、結論としては、やはり方向転換をして自然エネルギー政策に変えなければならないのではないかと、これが今日の多くの国民の思いだというふうに思います。

やはりそういったエネルギー政策の転換ということを訴える、この中心的な趣旨ということで、私はこれをぜひ賛成して上げていかなければならないというふうに思います。

たぐさんのことが書いてあります。地域の防災計画の見直し、原発災害を視野に計画を立てること、こういうことも今、現に54基も原発がある中で、国はこういった対策もとらなければならないというふうに思いますので、1項目ずつ非常に大事なことが言われております。ぜひとも知立市議会としてもこの趣旨を国に意見書として上げていきたいと思っております。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○高木委員

この原子力環境問題を考える上で、原発の問題は避けては通れません。東海地震はもともと予測されている地震ということで、おおよそ150年前で地震を起こすエネルギーがたまっているとのことです。今、もしもここで東海地震が起きれば、阪神・淡路の何倍という規模のものが来ると予測されています。東北と同じように1,000年に1度の巨大地震が来れば、もう本当に今の浜岡原発、災害が私たち知立にも及んでくるものです。津波対策や電源対策ができていたとのことですが、それでも爆発等により格納容器が破損することも考えられます。浜岡原発は福島より規模が小さいものですが、放射能物質が放出してしまえば、静岡西部がすっぽりかぶり、愛知県の東部も危ないと言われていました。まして、東海道本線、新幹線、東名なども通れなくなり、豊田市が避難地域になれば、もう自動車産業は壊滅的な打撃を受けるという見解もあります。

原子力発電は、高度な技術が使われ、メリット、デメリットが非常に煩雑で、今、私たちがテレビで見えておいても、放射能シーベルトの数が示されておりますが、どこまでが本当に正しい数字なのか、そういうことも全くわかっておりません。原発は地球温暖化問題の救世主とも言われ、日本では多くつくられましたけれども、この福島原発のかかわる補償の額は何兆円と言われていて、まだまだ見当がつかない状態です。福島の現状を考え、浜岡原発を5月9日停止、2年後に再開となっておりますが、この原発の災害の悲惨さを私たちは見えています。エネルギーの政策の転換を図るよう、この陳情に賛成いたします。

○水野委員長

ほかに意見をお願いします。

○杉山委員

これまで公明党も原子力政策について三つの視点から認めてまいりました。

まず、一つ目は、党が最終的に目指しています太陽水素系エネルギー社会への実現過程におけるつなぎとしての役割。こうしたシステムを実現するためには、まだ多くの年月とコストがかかりま

す。その間にエネルギーの一部を原子力によって賄う。

そして、また、二つ目には、エネルギー安全保障の観点からも、化石燃料、太陽系燃料などの再生可能なエネルギーによつての経済活動の基盤となる電力供給を安定させる。また、資源が輸入に頼らざるを得ない日本から国際情勢に左右されるといったリスクを低減する意味でも極めて重要な視点でありました。

そして、三つ目には、低炭素社会の実現は、世界の要請であつて、その実現に寄与するという形で、いずれにせよ、あくまですべて安全性が確保されているということが前提でありました。

これまで、原発の安全対策についても、1999年の茨城の東海村で起きた臨界事故を教訓にして、そちらのほうから原子力の事故があり得るということ認め、被害を最小限にするという形での原子力災害特別措置法等の制定もありました。こうした法律に基づいて、さまざま対応が行われてきたわけですが、今回の福島の原発を見ながらにして、本当にこの原子力の安全委員会が独立性を高めながら、やはり厳密なチェックと、そういう体制ももつともつと強固にしてほしいということを感じます。

今、全国にある原発の安全性の総点検というのがいち早く実施されなければいけないわけでありまして、今回の教訓から、非常用電源がすべて失われたときの対処ができることということの事項でもあります。そして、徹底した安全規制の見直しを行うこと、中長期的には、原子力安全委員会の独自性をさらに高めるために政府から独立した機関としなければならない等々、いろんな問題を抱えております。

ただ、より根本的には、日本のエネルギー政策の方向性も見直していかなければいけないというふうに思います。そのとき必要な視点が、経済の基盤となる電力の安全供給性、環境適応性、そして、経済の合理性だというふうに思います。今回の節電対策一つをとつても、経済を含めているんな分野への問題点も出ております。

今回、この原子力発電の推進をやめ、エネルギー政策の転換を求める、本当にこの点では、エネルギー政策の転換という党がいち早く推進している点でもあります。ただ、今回の趣旨の中には、いろんな問題点等のところが見過ごされている部分もあるかなというふうに思います。全体を通して、今回の経験を踏まえ、原発の新設の中止、総点検を行うこと、そして、老朽化した原発の延命をやめ、直ちに廃炉にすること。この点での市民生活の支障の部分、また議論も深まるかと思いません。プルトニウムの核燃料サイクル政策を中止すること。原子力行政とエネルギー政策を見直し、自然エネルギーへの転換を図ること。地域防災計画を見直し、原発災害も視野に、ヨウ素剤配置などを含めた計画を立てることという、党の趣旨の部分のところを含まれている部分を全体の趣旨ととらえて賛成とさせていただきます。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第14号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第14号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第14号 原子力発電の推進をやめ、エネルギー政策の転換を求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第15号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書について、賛成の立場で述べさせていただきます。

知立市での放課後児童クラブは、小学校に就学しているおおむね1年生から4年生までの児童を、その保護者が労働等により昼間家庭にいないために小学校の授業の終了後に放課後児童クラブと放課後子ども教室を利用して適切な遊び、生活の場を与えてもらって、子供の健全な育成を図ってみたいということです。現在、土曜日も実施されています。保護者の方は放課後児童クラブを利用して安心して仕事をされていると聞いております。子供たちが安心して利用でき、保護者も安心して仕事ができる環境づくりとして、今後ますます利用がふえると思います。

7月より9月までトヨタ自動車のお休みの関係で、土日も就業ということで、児童クラブが日曜日にも実施されるということで、見守ってくださる先生方の確保が大変だと思いますけれども、そこで放課後児童クラブを利用される保護者の方たちの意見によりますと、指導員の先生、非常勤の職員の方、学校以外のことも相談されることもあります。

今後、放課後児童クラブにかかる期待が、勉強のことよりもまだほかに生活のこともあるものですから、指導者の拡充と、待遇の最低基準をつくって、先生方、指導される方々の拡充をされ、ますます待遇もよくなることをお願いします。意見書の提出の陳情に賛成いたします。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○杉原委員

陳情第15号について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

学童保育、知立市では放課後子ども教室を必要とする子供が安心して生活して健やかに育つように守ることは国家、地方自治の責務であることは当然のことと考えます。

しかし、意見書3、学童保育に関する国の責任を明確にし、学童保育の最低基準が策定となった場合、現在、国の放課後児童クラブガイドラインによれば、知立市では花山児童クラブ、来迎寺児童クラブの2園について増設を余儀なく強いられ、

財源が必要となります。

同様、意見書1、2についても、財源を伴う要望書であります。

現在、我が国では、東日本復興支援に財源を優先しなければならないことは事実であります。今回の意見書において、知立市の財政状況をかんがみれば確実に国、県の財源が担保できるかということが必要であると考えます。したがって、陳情第15号については不採択をお願いしたいと思います。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○中島委員

学童保育、児童クラブの事業については、既に児童福祉法に前回の改正のときに初めて位置づけが行われました。児童福祉法1条では、すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。これが基準になって、基本になっているわけですが、第6条2、第12項、事業の中の一つに、この法律で、放課後児童健全育成事業とは小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいうということで、いわゆる学童保育が位置づけられました。初めて第6条の2の第12項というところで、学童保育のその姿が位置づけられたわけがあります。そして、この利用の促進を図ること等、そして、着実にこれが実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないと、21条の27等々で、この法律の中で学童保育について、児童健全育成事業について明確に位置づけがされたのは当局のほうも周知のとおりであります。

今回、何を求めているのかということでもあります。最低基準を国の責任でつくってくれということでもあります。現在は、最低基準という形ではな

く、ガイドラインというものがあります。ガイドラインに沿って、今日、知立市の増設、また人員配置というものが行われているわけがあります。このガイドラインでは、おおむね1人当たり1.6平方メートル必要ですよ、そして、おおむね40人で1人の指導員が必要ですよ、一つの施設で70人を超えるようなのはまた別の施設にしなければならないですよというようなガイドラインがありますが、法的な設置基準というものにはまだなっておりません。

しかし、知立市の場合は、このガイドラインに沿ってやられているというふうに思います。ここで担当部長がみえるので、そここのところを確認したいんですよ。皆さん、どういう設置基準、どうやって運営しているのかということを改めて確認をする意味で、ただいま申し上げましたガイドラインについて、当市が設置をしているかどうか、それに沿った国のほうの援助がどういうふうになっているのか、ちょっと途中ではありますけれども、意見を参考に求めたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○福祉子ども部長

放課後児童クラブ、今現在、7小学校に一つずつ設置され、運営されているわけですが、今、中島委員がおっしゃられましたように、三、四年前だったか、はっきり年度は覚えてはおりませんが、国からのガイドラインというものが示されました。これにつきましては、先ほど、今、御披露がありましたように、ある一定の、法的な拘束はないものの、こういった基準で1.65、40人、それから70人というガイドラインが示されまして、今現在、それに沿う形で努力しつつ運営しているわけですが、やはり両親共働きの増加ということも当然あるわけですが、そうした中での登録される児童が多くなってきているのが実情であります。

その中でも、7児童クラブの中でもやはり花山、来迎寺といった地区につきましては、1.65ということの、これは現実に遵守されているかということ、少しオーバーというのが現状になっております。それに対する解消というのは、やはり増築という



ことは当然のこのように出てくるわけですが、長期という普通という登録の仕方をしております。通常というのは、本当に下校後、それから長期というのは学校休業日、夏休み、冬休みを利用するというお子さんです。長期と普通の場合の登録ということになると、本当の1.65というのが完全にオーバーしている現状です。通常ということで行きますと、私の記憶ではそんなに多くはないものの、定員はオーバーしているなというふうに思います。今後、財政的な問題等もございまして、その解消にはやはり努めていかなきゃならないかなというふうに思っております。

財源につきましては、県からの補助ということで、登録の子供の人数、主には人数と時間等々で基準単価が決まっております、その積み上げの補助という今現状の制度になっていると思います。

以上です。

○中島委員

ありがとうございました。

ガイドラインということで、それに基づいてやっているということと、それから、前からの議会で約束になっている花山の増設、これは場所が適当なところが見当たらない、学校、教育委員会との調整がまだ済まない、こういうことも含めて実現していないということがありますが、このラインに沿って進めていこうという基本は私は議会の中でも確認をしているというふうに考えております。

この中に指導員の人件費、常勤複数で予算化すること、福利厚生費を予算化すること、こういうふうにあります。これについては、現在は、今、部長がおっしゃったように、全体の人数がこれだけなら幾ら上げましょう、時間、それから日数、1カ月で何日以上開設していれば幾ら上げましょうという、どんぶり勘定的な補助しか来ておりません。これは民間で運営している学童保育も同じであります。大変、そういうところにとってみると厳しい運営ということもあって、この陳情が出された側面があります。市の場合は、市の税金で補てんしているということでもありますけれども、

民間は今言った補助金だけで運営するということが大変厳しい。その背景には、最低基準というものがいないために、漠然としたどんぶり勘定の補助金しか出されていないという、こういうことにつながっているということでもあります。

当市はすべて公立化いたしました。公立の学童になりました。民間のころは本当に厳しかったです。この運営費だけでは苦しくてやってられないということで、公立化の中で解消されましたけれども、全国では民間で運営している学童もたくさんありまして、そういった意味では、名古屋市などもまだ民間の学童保育がたくさんありまして、愛知県全体のキャラバンで出された背景にはそういった問題の解決のための要望というふうにも受けとめなければならないかなというふうに思います。全国どこに住んでいても安心して学童保育が預けられるように、やはりこの最低基準というものを国が示していくということが必要ではないか、お金があるから、ないから困るという問題ではなく、国が責任を持つという意味では、これは明確にしていかなければならないというふうに考えますので、採択をお願いします。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○杉山委員

学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書に対して、知上市は、先ほど部長のほうからお話がありましたけれども、今、児童厚生委員の方が28名、また、臨時職員の方が42名、また、非常勤講師の方にも社会保険等が含まれているということで、福利厚生の面で、ガイドラインに沿いながらでしょうか、恵まれているかなというふうに思いました。

今、御両親がお勤めになる方がたくさんふえ、また、こういった経済の中で夫婦そろって子供を育てる中でこういった学童保育の拡充、充実というものは大変大事な施策でもあります。そういった部分で、自治体の機能が果たせないような状況が生まれているという、これは震災のころだけではなくて、各市町村がこの努力を今してい

っしゃいます。知立市において、そういった意味では、私はかなり充実されているのかなという部分も感じました。

そういった中で、この意見書は国全体に対してという意見書でもあります。先ほど杉原委員が言われたように、3点目の学童保育に対する国の責任を明確にして学童保育の最低基準を策定することということで、こういった部分が、先ほどありましたように、基準を設けるということでの予算の部分も含めて、国に要望していくという点では大事な部分かなとも思います。

ただ、この指導員の人件費の常勤、複数での予算化、また、福利厚生予算化という部分で、民間に対するというお話がありましたので、これは公的な部分での予算化なのか、また、民間のそういった保育施設に対する予算化ということの部分でちょっと趣旨が少し私の部分ではわかりませんでしたけれども、全体の学童保育の拡充という部分での意見の陳述という形で賛成とさせていただきます。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第15号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第15号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第15号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第19号 碧海5市・岡崎市の地域内に身体障がい者入所施設整備に関する陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

この陳情の代表者、本田桂吾さんをホームページで見ますと、どのような気持ちでこの施設に関する陳情書を出されたのかがよくわかりました。身体障がい者入所施設の陳情は本当に切実なものだと思います。この方を支援してくださるお父さんの入院により、そのときに対応される施設がなかったということで、切々と訴えられております。老人保健施設、例えば特養の場合ですと、40歳以上になれば、陳情者と同じ病名、筋ジストロフィーの場合でも受け入れが可能ですが、本田さんのように、30歳代では病院入院以外24時間体制で支援することはなく、費用もかかります。

身体障がい者の入所施設として、知立市はケアホーム八ツ田がありますけれども、ここですと知的障がい者が中心で、声かけをすれば自分で何でもできるという方が主になっていると聞いております。

私たち、ここで考えなければならないのは、本田さんのように、特定疾患の病でなく、20代でも、いつ脳梗塞になり、いつ身体障がい者になるとも限らないこの現状なので、三河の地に早急に身体障がい者入所施設が整備されることを願い、陳情に賛成いたします。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○中島委員

私も賛成の立場であります。

本田桂吾さんには直接お目にかかったことはありませんが、この会のメンバーに入っていられしゃる方も身近におられます。また、私のうちの保育園でも重度障がいの子を今、預かっておりますけれども、その親御さんもこの会に入ってみえる。将来見てもらえるそういう施設を何としてもつくっておかないと、親は死ぬに死ねないと。すべての障がい者の方々の親は同じ思いでありますけれども、なぜ今、この陳情なのかという点について、本田さんがいろんところで言うておられます。こういった声を上げる力すらない障がい者。声が出せれない。息をするにも助けてもらわなきゃならないような人もいます。そういう重度の障がいの

方は要求を述べる場所もなかったと。本田さんは初めてみずから、筋ジストロフィーで、手も足も本当に不自由、頭はとてすばらしいんだけど、すべて人の手をかりなければ生活ができないという、この方がみずから声を上げられたということでありまして、本当にこれは痛々しいまでの陳情だなということを思います。なぜ、この岡崎を含め碧海5市、何もないと。西尾のピカリコだけですってということがここに書いてあります。ここしか施設がないということが強調されておりまして、ぜひ県にもこういった障がい者の施設の計画をつくってもらいたいという声を上げてほしい。また、市も積極的に関係の市町と話し合ってもらいたい、こういう声を受けとめてほしい、こういう切実な思いが語られているわけでありまして。ぜひこれは市長のほうにも要望が行ったのかどうか、ちょっとはつきりわかりませんが、各市にも要望するというのも言うておられます。ぜひ市の方々が愛知県の次期計画、障がい者の施設の整備計画にこの声を反映していただけるように発言して欲しいという積極的な働きかけをぜひしていただきたいと、こういうことであります。ぜひ、即やっていただきたいなというふうに思います。

障害者自立支援法ができましたけれども、やはり何も手を差し伸べてあげられないような人を残しちゃいけない、なおざりにしてはいけないという、こういうことで、ぜひとも行政にもしっかりと受けとめていただきたいなというふうに思います。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○川合委員

この陳情19号につきましては、ぜひ採択でお願いしたいと思います。

本田桂吾さん、御自身の体験をもとにされた陳情内容でありまして、非常に感銘を受け、切実なことを感じたわけでございます。今、中島委員が申されたように、この地域にそうした施設がないということにつきましては、やはりこういうこと

は議会、行政が介護福祉に対する思慮が浅かったのではないかと、今、ここに来てやっと出てきてそれを採択するに至るようではやっぱり遅かったのではないかとというような気がするわけでございます。陳情書にありますように、岡崎を含めて碧海地方、全部含めると90万近い、といいますと、一つの県、山梨なんか88万という一つの県単位のところ、そういう施設が一つもないというようなことでは本当にこういう環境に置かれた方が本当に安定した生活、そして、介護をされる方の高齢化に伴う心配事が今後ずっと改善されないまま大きな問題だというふうに感じているわけでございます。

一番この陳情書の結びにありますように、在宅支援は不十分、施設はなし、介助、介護は家族任せ、家族健在のうちにはよくても、その後はどうなるのか、この辺は本当にしっかりと重く受けとめて、この陳情につきましては採択を求めるものであります。

以上です。

○水野委員長

ほかに発言をお願いします。

○杉山委員

私も今回のこの陳情を見させていただいたときに、空白地であるこの地域に身体障がい者がいつでも利用できる施設をつくりたいと強く思いました。この1行でございまして、本当に陳情に至るまでの思いを感じます。こういった障がい者の皆様が、自分に置きかえたときに本当にそういった施設がない痛みというのをすごく感じます。いち早くまた施策に取り入れられるように、陳情としての賛成に回らせていただきます。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第19号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、陳情第19号 碧海5市・岡崎市の地域内に身体障がい者入所施設整

備に関する陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時12分

---

再開 午後 2 時19分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま陳情が採択されたものに伴い、意見書提出につきまして、陳情第19号につきましては、本田さんに確認して意見書をつくるかつくらないかということを考えます。その際、案文については正副委員長で考えます。

意見書の提出をお願いされた場合につきましては、意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の案文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後 2 時20分開会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長